

第5次舟橋村総合計画



令和3年3月
富山県 舟橋村

ごあいさつ



舟橋村は富山県のほぼ中央に位置し、面積は3.47km²と日本一小さい自治体です。豊かな自然環境や恵まれた地理的条件を活かして宅地開発を進め平成22年には人口3,000人を突破し、令和3年1月1日には、3,212人と人口増加が続き、子育て世代の多い活気ある村となっています。

しかし、一方では、相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス感染症に対する不安が増大し、安全で安心して暮らせるまちづくりへのニーズは非常に高まっています。また、少子高齢化や人口減少の進行、グローバル化の進展、地球環境問題の顕在化など、様々な課題に対応した、きめ細やかな施策の展開が求められるほか、村の行政サービスの効率化や質の向上などに対する迅速な行財政運営が求められています。

このような状況を踏まえ、多様な課題に対応したまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、村では昨年、住民アンケートを実施し、本村が将来に向けて持続可能な発展を遂げていくため、令和3年度から10年間のまちづくりの指針となる「第5次舟橋村総合計画」を策定いたしました。

本計画では、村民と行政がともに考え、ともに行動する協働・連携のまちづくりを進めるため、本村が目指す10年後の将来像を「新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔かがやく ふなはし」と定め、新たな魅力をつくることは、すべての人々が毎日笑顔で暮らしを営み、そしてかがやく未来をひらくため、子どもから高齢者まで、舟橋村のすべての人々にとってやさしい環境づくりを進め、舟橋村が将来にわたって笑顔が絶えない村となることを目標としています。

計画を着実に実行するためには、村民の皆様と行政が一致団結し、協働によるまちづくりをこれまで以上に進めていくことが必要不可欠であり、村民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご協力をいただきました村民の皆様、熱意を持ってご審議いただきました審議会委員の皆様や関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

舟橋村長 古 越 邦 男

目 次

第1章 序 論

第1節 計画策定に当たって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の構成と実行期間	3
第2節 村を取り巻く動向	6
1. 舟橋村の概要	6
2. 住民意識の動向	16
3. 時代の潮流	24
4. 舟橋村の課題	26

第2章 基本構想

第1節 舟橋村の将来像	30
1. 将来像	30
2. 基本理念	31
第2節 まちづくりの大綱	32
1. 政策と施策の体系	32
2. 将来人口	34
3. 重点プロジェクト	35
4. 推進チームの設置	36
5. 土地利用の基本方針	37

第3章 基本計画

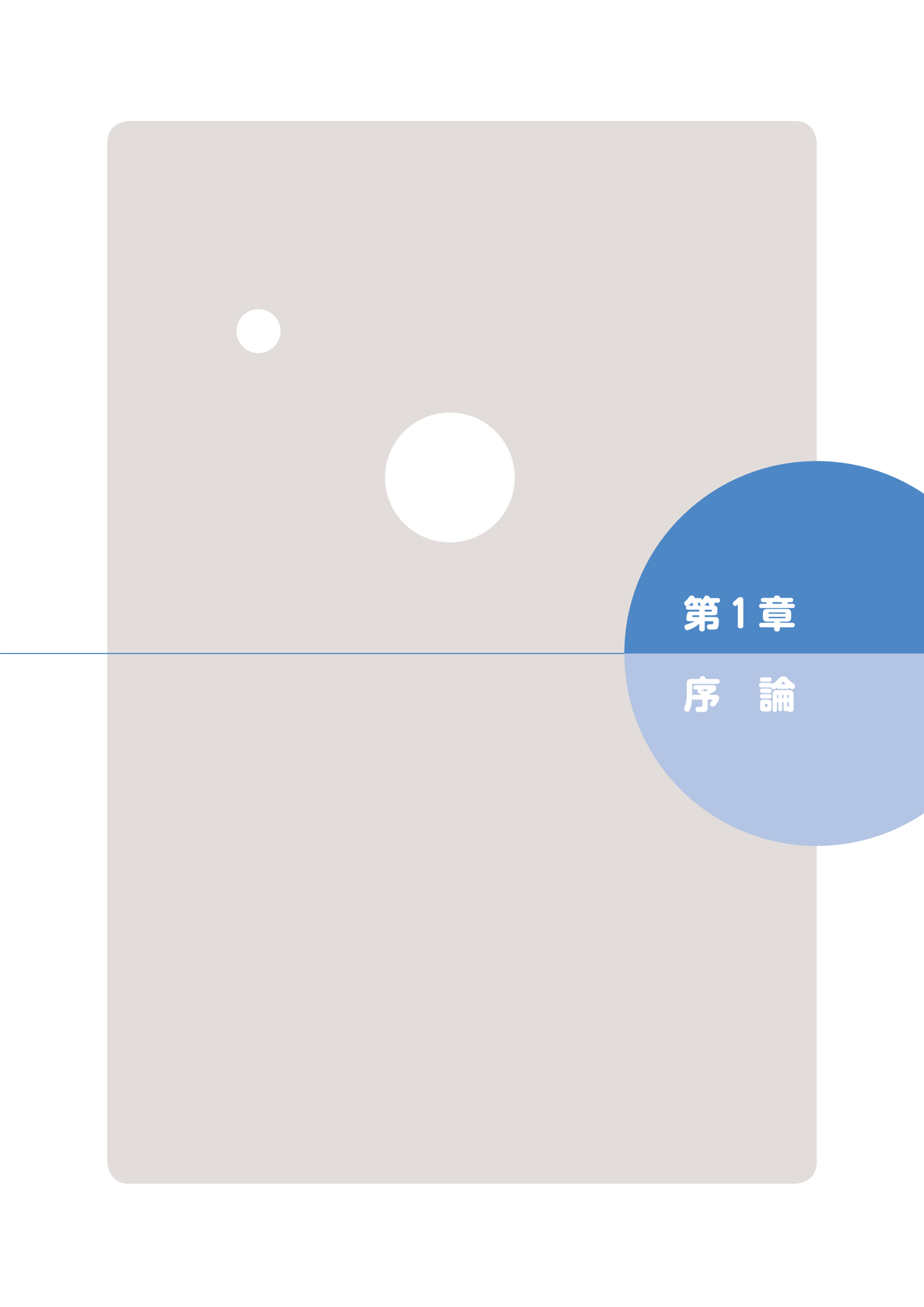
基本目標1 健康で笑顔あふれるまちづくり	40
1. 保健・医療	40
2. 高齢者福祉	42
3. 障がい者福祉	44
4. 地域ぐるみ福祉	46
基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり	48
1. 子育て	48
2. 学校教育	50
基本目標3 人と自然が共生するまちづくり	52
1. 住環境	52
2. 道路・交通網	54
3. 上下水道	56

4. 生活環境	57
5. 公園・緑地	59
6. 情報通信	61
基本目標4 やすらぎと安全・安心のまちづくり	63
1. 防災・消防・救急	63
2. 防犯・交通安全	65
基本目標5 みんなでつくる協働・自立のまちづくり	67
1. 住民参画	67
2. 地域コミュニティ	69
3. 男女共同参画	71
4. 行財政運営	72
基本目標6 活力に満ちた魅力あふれるまちづくり	74
1. 農業	74
2. 商工業	76
3. 生涯学習・生涯スポーツ	78
4. 芸術・文化・交流活動	80

第4章 計画の推進に当たって

第1節 計画推進に向けて	84
--------------	----

資料編



第1章

序 論

第1節 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

舟橋村では、平成24（2012）年度に策定した「第4次舟橋村総合計画」において、「命かがやく 笑顔あふれる しあわせいっぱい ふなはし」を将来像とし、「命かがやく」「笑顔あふれる」村を目指す中で、住民が一丸となりみんなで力を合わせて幸せがいっぱいにあふれる村をつくりあげていくことを目標とした効率的・効果的なまちづくりを進めてきました。

この間、我が国では、人口減少や少子高齢化の進行、地震や台風などによる大規模災害の発生、感染症の流行、経済活動のグローバル化などにより、社会経済情勢は大きく変化し、地方自治体は多様化・高度化する地域課題に対応していくことが求められています。

そうした中で、国においては、人口減少や東京一極集中が地域経済の縮小をもたらし、様々な社会基盤の維持を困難にするとして、「地方創生」を掲げ、人口減少と少子高齢化などの課題を克服し、持続可能な地域社会の構築を目指すよう、全国の地方自治体に対して、国の総合戦略の趣旨を踏まえた地方版総合戦略の策定を求めました。

これを受けて、本村においても、平成27（2015）年10月に「舟橋村総合戦略」を策定し、人口減少、少子高齢化社会を迎える中、地域活力の維持・活性を図り、地域の特性・実情に応じた独自の取り組みを進めてきたところです。

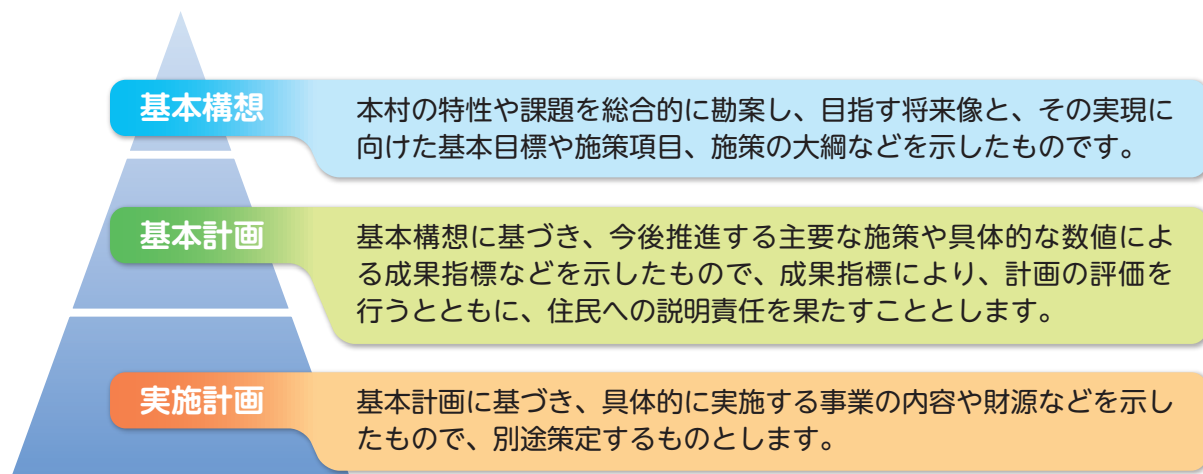
「第5次舟橋村総合計画」（以下「本計画」という。）は、村内外の動向に的確に対応し、住民の皆様の将来のまちづくりへの意向を把握することで、将来像を実現するための各施策の方向性を明らかにし、次の世代に誇れる、個性豊かで充実した暮らしを実感できるまちづくりを推し進めていくために策定するものです。

2. 計画の構成と実行期間

1 計画の構成

(1) 計画全体の構成

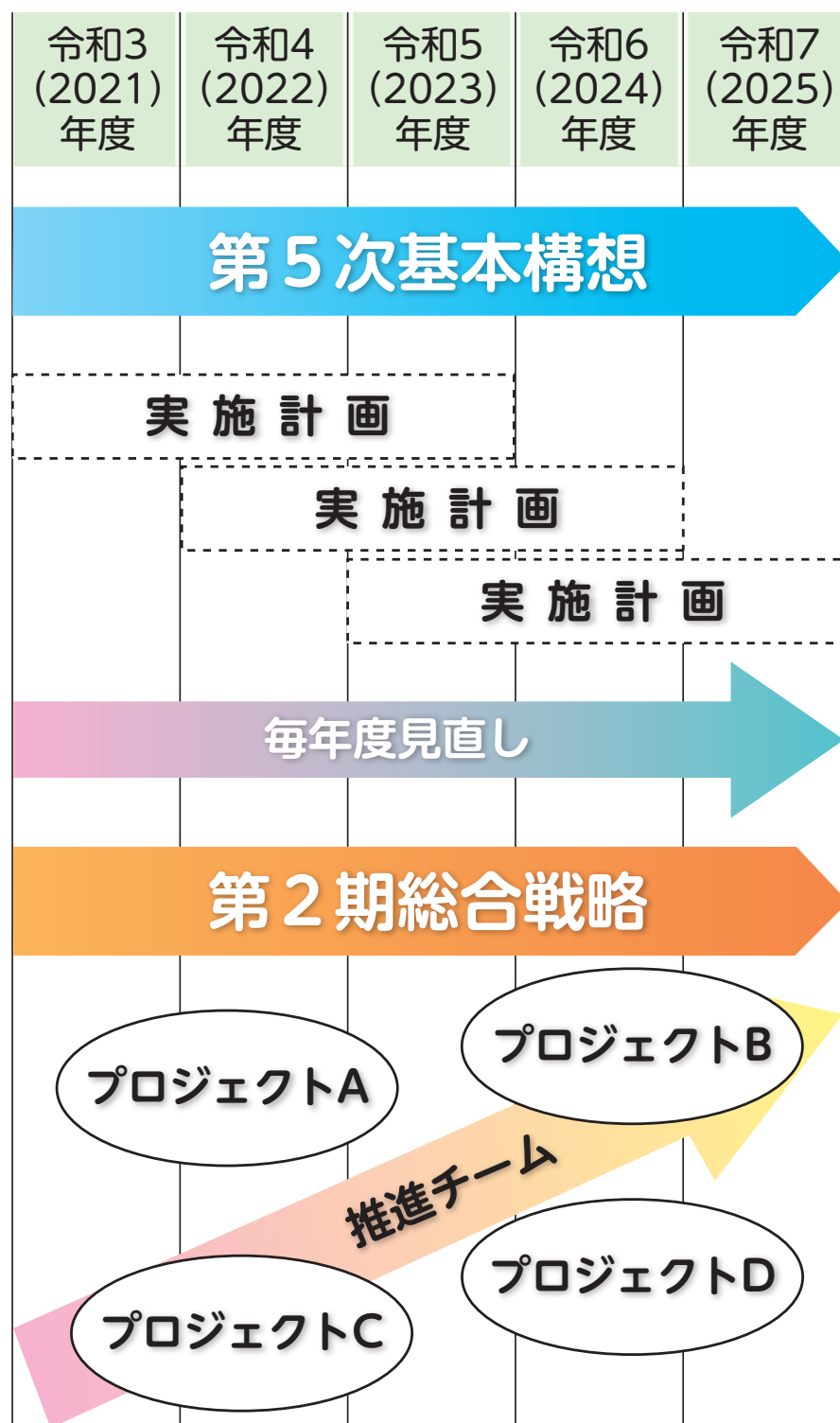
本計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成し、それぞれの構成は、次のとおりです。



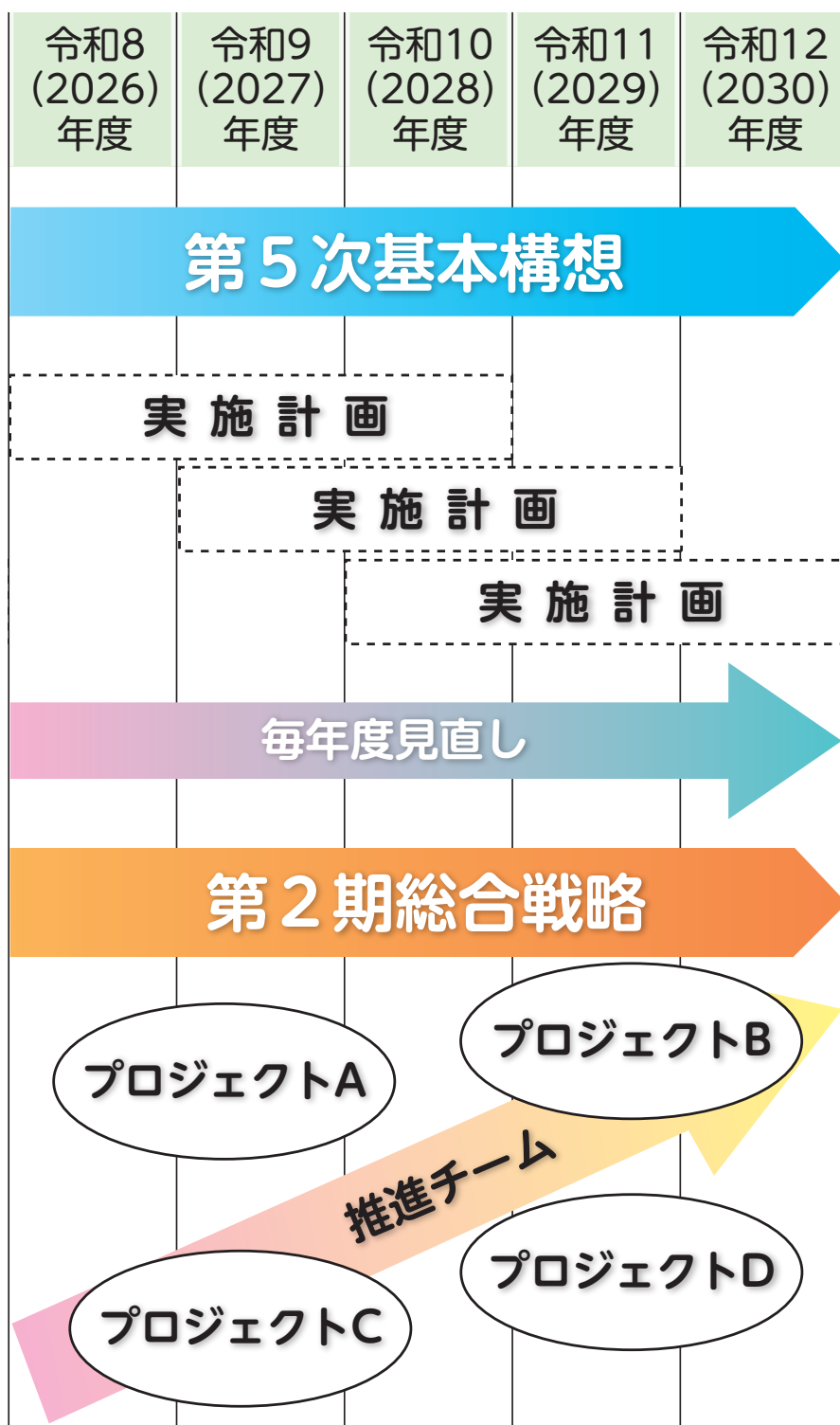
(2) 計画と総合戦略の関係

「舟橋村総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき策定するものです。本村の人口動態の特徴・要因を踏まえ、目指すべき将来の方向性に向けて、総合計画の施策のうちの地方創生関連施策を、今後、特に重点的に取り組む施策として位置づけています。

基本計画（前期）



基本計画（後期）



第2節 村を取り巻く動向

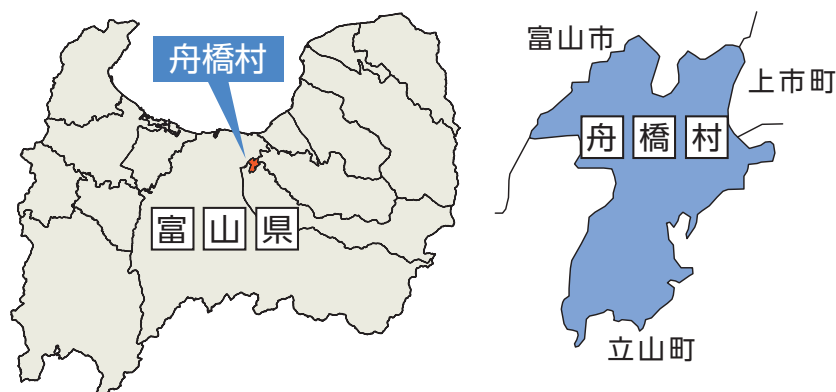
1. 舟橋村の概要

1 地勢及び立地

本村の面積は3.47km²で、全国に約1,700ある自治体の中でも最も小さい自治体です。富山平野のほぼ中央に位置し、富山市、立山町、上市町にそれぞれ隣接しています。一級河川常願寺川の右岸に位置し、村内には二級河川の細川や京坪川、八幡川が流れるなど、水に恵まれており、豊かな自然と整備された田園、そして雄大な立山連峰を望む景観は、四季折々で美しい表情を見せてくれます。本村の地形は全域が平野や平地となっています。また、村内の中央を走る富山地方鉄道により、富山市中心部へ約15分でアクセスすることができるなどの地理的条件も本村の強みの一つです。

このような恵まれた自然環境や地理的条件に加えて、平成に入ってから人口増施策を実施してきた結果、人口が倍増するなど、近年ではベッドタウンとして活気あふれる村となっています。

舟橋村の位置



2 歴史

「舟橋」の地名の由来は、細川曾（宗）十郎が佛生寺城の堀に舟を連ねて橋をかけたことに由来する説と、白岩川にかけられた舟橋に由来する説の二説があります。

本村の歴史は古く、埋蔵文化財の発掘結果などから、少なくとも縄文時代晩期ころから人が生活していたことがわかっています。古代には奈良東大寺領、中世には高野庄に属していました。近世は加賀藩領で高野郷に属し、慶長9（1604）年には「十村役」が設けられ、明治初期まで続いていました。明治2（1869）年は、夏でも気温の低い日が続き、村内では十分な米がとれなくなっていました。そのため、農民は年貢の軽減を求めて無量寺に集結し、「ばんどり騒動」と呼ばれる一揆を起こしました。「ばんどり」とは、肩かけだけで背あてのない蓑のことです。

明治維新以降、行政区の変更のたびに舟橋村は分散し、各組（小区）に属しましたが、明治22（1889）年の市町村制施行により現在の舟橋村が成立しました。全国各地で市町村合併が進む中、本村は合併を選択せず、現在では北陸3県で唯一の村となっています。

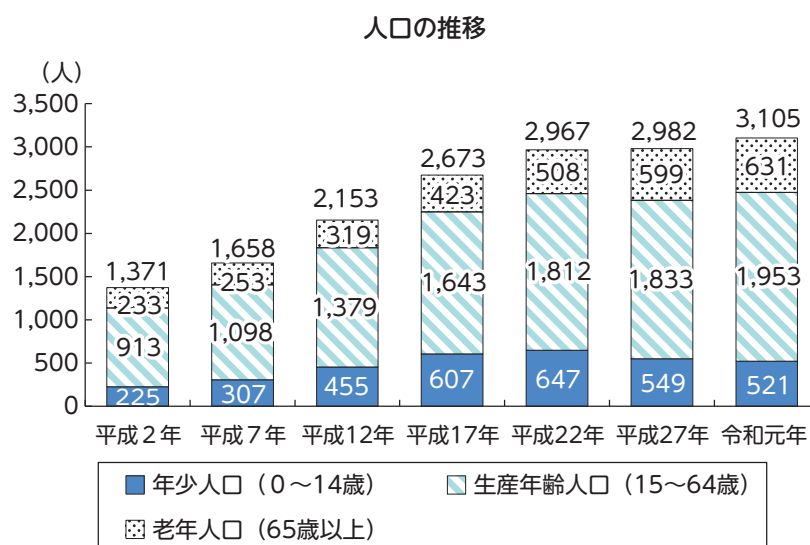
3 舟橋村の現状

(1) 人口・世帯の状況

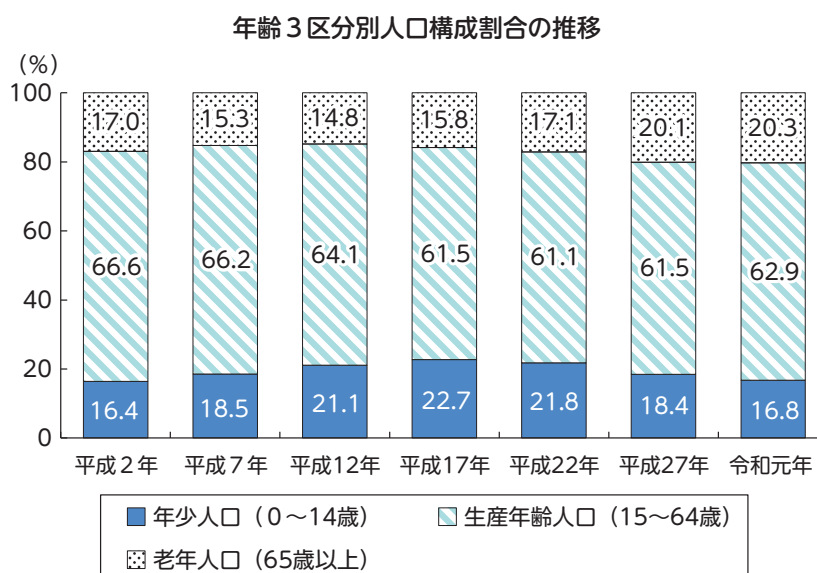
人口の推移をみると、総人口は、平成2年から平成22年まで急激な増加がみられ、平成27年には2,982人、令和元年には3,105人と増加が続いています。

人口を年齢3区分別にみると、生産年齢人口、老年人口は増加傾向にあります。一方、年少人口は増加が続いていましたが、平成27年には減少に転じています。

年齢3区分別人口構成割合の推移をみると、老年人口は、平成17年から上昇傾向にあり、年少人口は、平成22年から低下傾向にあります。



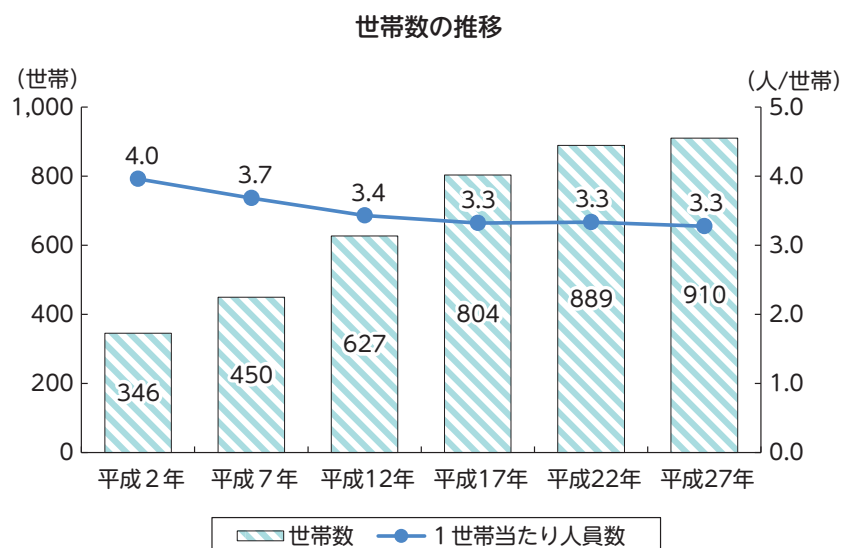
※総人口には、年齢不詳を含むため、年齢3区分別の合計と一致しない年があります。



※割合は、年齢不詳を除いて算出しています。

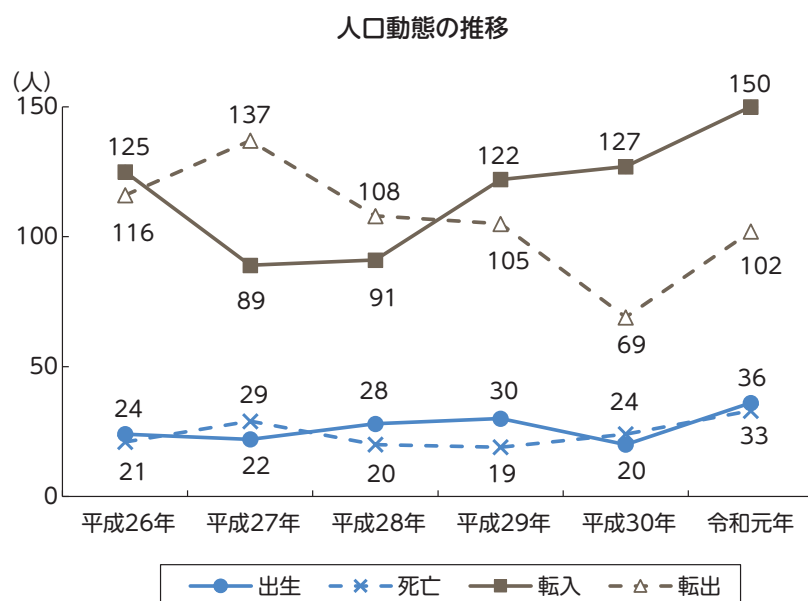
資料：平成27年までは国勢調査、令和元年は富山県人口移動調査（集計方法は平成27年10月1日実施の国勢調査確報値による人口及び世帯数に、市町村に届出のあった出生・死亡・転入・転出者数を加減して算出、年齢不詳を除く）

世帯数の推移をみると、人口と同様、平成2年から急激な増加が続き、平成27年は910世帯となっています。平成22年から平成27年は、横ばいになっています。1世帯当たり人員数は、平成2年の4.0人から平成12年の3.4人まで低下し、平成17年からは、横ばいとなっています。平成27年は、1世帯当たり3.3人となっています。



資料：国勢調査

平成26年からの人口動態の推移をみると、出生と死亡の数に大きな差はありませんが、平成29年から転入が増加傾向にあります。



※10月～翌年9月の数値となっています。移動の多い3月、4月を含む年がその年度になっています。

資料：富山県の人口

(2) 転入・転出の状況

5年前の常住地をみると、平成27年の国勢調査時点では、舟橋村への転入者の転入元の県内市町は、舟橋村に隣接する富山市からが最も多く、次いで立山町、上市町の順になっています。この3市町で転入者の7割を占めています。

一方、舟橋村からの転出者の転出先の県内市町は、富山市が最も多く、次いで立山町、滑川市、上市町の順になっています。

上記の市町をみると、舟橋村への転入が転出を上回っているところが多くなっています。

5年前の常住地（平成27年）

舟橋村への転入者 (5年前の常住地が他市町村)				舟橋村からの転出者 (5年前の常住地が舟橋村)			
転入元		人数	%	転出先		人数	%
転入者合計		361	100	転出者合計		313	100
県内小計		308	85.3	県内小計		226	72.2
県内市町村から	富山市	149	41.3	県内市町村へ	富山市	132	42.2
	立山町	55	15.2		立山町	34	10.9
	上市町	49	13.6		滑川市	16	5.1
	高岡市	15	4.2		上市町	15	4.8
	滑川市	13	3.6		射水市	11	3.5
	魚津市	7	1.9		高岡市	8	2.6
	氷見市	5	1.4		魚津市	4	1.3
	黒部市	5	1.4		入善町	3	1.0
	入善町	5	1.4		黒部市	2	0.6
	砺波市	2	0.6		砺波市	1	0.3
	小矢部市	1	0.3		氷見市	0	0
	南砺市	1	0.3		小矢部市	0	0
	射水市	1	0.3		南砺市	0	0
	朝日町	0	0.0		朝日町	0	0
他県から小計		51	14.1	他県へ小計		87	27.8
上位都道府県	東京都	14	3.9	上位都道府県	東京都	17	5.4
	石川県	13	3.6		石川県	15	4.8
	愛知県	4	1.1		愛知県	11	3.5
	兵庫県	4	1.1		神奈川県	8	2.6
	埼玉県	3	0.8		千葉県	7	2.2
	新潟県	3	0.8		大阪府	7	2.2
	大阪府	3	0.8		新潟県	4	1.3

資料：国勢調査（5歳以上の人口）

(3) 通勤・通学の状況

就業者・通学者の従業地・通学地をみると、舟橋村の常住者の就業者・通学者のうち、8割が村外に従業・通学しています。具体的な市町は、富山市が5割強を占めています。

一方、舟橋村に従業地・通学地とする人は、村内、村外から合わせて約1,000人で、村外からが6割半ばを占めています。具体的な市町は、富山市、上市町、立山町、滑川市からが多くなっています。

15歳以上の就業者・通学者の従業地・通学地（平成27年）

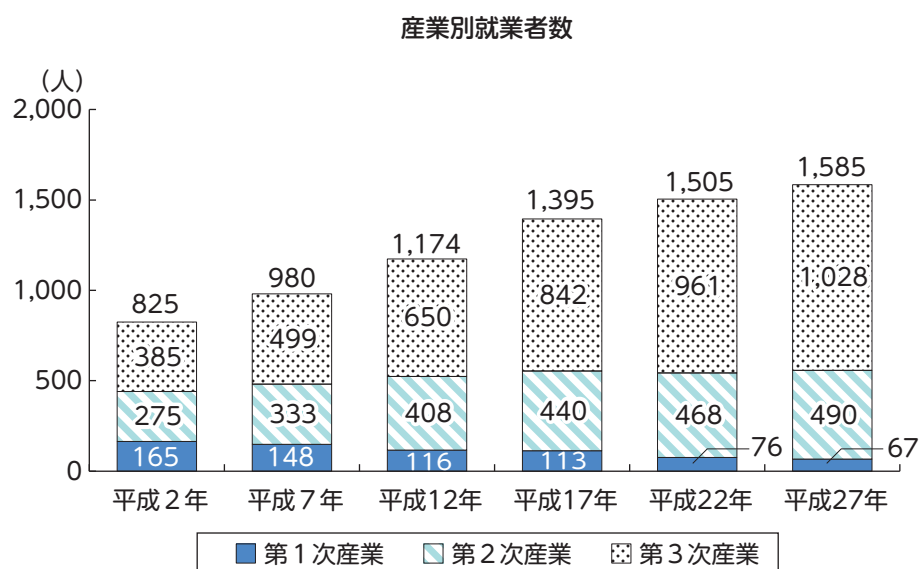
舟橋村常住者の従業地・通学地				舟橋村に従業・通学する人の常住地			
従業地・通学地		人数	%	常住地		人数	%
舟橋村に常住する就業者・通学者		1,782	100	舟橋村に従業・通学する就業者・通学者		967	100
舟橋村で従業・通学		329	18.5	舟橋村に常住		329	34.0
	自宅	106	5.9		自宅	106	11.0
	自宅外	223	12.5		自宅外	223	23.1
他市町村へ小計		1,449	81.3	他市町村から小計		631	65.3
県内へ小計		1,421	79.7	県内から小計		618	63.9
県内市町村へ	富山市	951	53.4	県内市町村から	富山市	259	26.8
	上市町	143	8.0		上市町	130	13.4
	立山町	118	6.6		立山町	121	12.5
	滑川市	91	5.1		滑川市	65	6.7
	射水市	39	2.2		魚津市	24	2.5
	魚津市	34	1.9		高岡市	8	0.8
	黒部市	18	1.0		射水市	6	0.6
	高岡市	17	1.0		黒部市	3	0.3
	砺波市	5	0.3		氷見市	1	0.1
	南砺市	2	0.1		入善町	1	0.1
	氷見市	1	0.1		砺波市	0	0
	入善町	1	0.1		小矢部市	0	0
	朝日町	1	0.1		南砺市	0	0
	小矢部市	0	0		朝日町	0	0
他県へ小計		25	1.4	他県から小計		13	1.3
	石川県	14	0.8		神奈川県	3	0.3
	東京都	3	0.2		長野県	2	0.2
	愛知県	3	0.2		兵庫県	2	0.2

資料：国勢調査

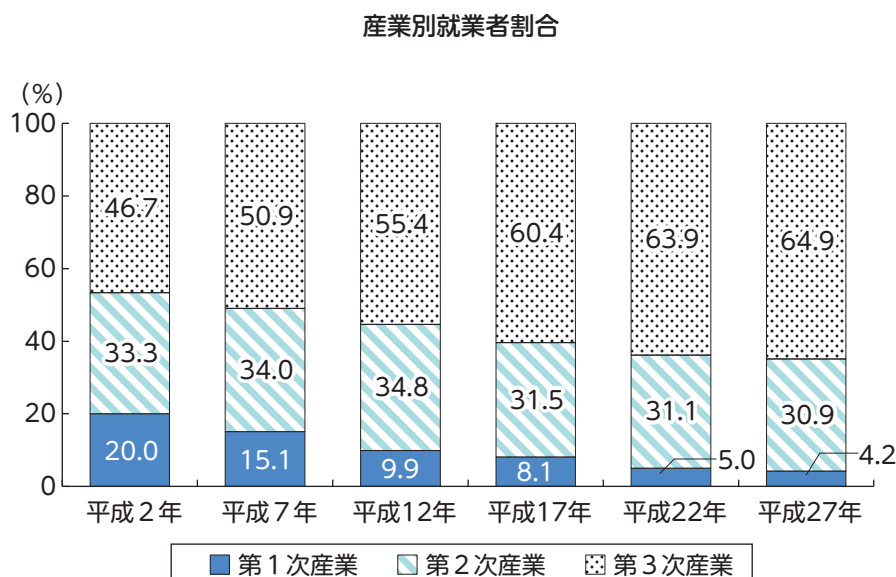
(4) 就業及び産業の状況

産業別就業者数をみると、就業者数の合計は、平成2年の825人から平成27年が1,585人と大きく伸びています。産業別では、第1次産業が減少しているものの、一方で第3次産業の就業者は、大きく増加しています。

産業別就業者割合をみると、平成27年は、第3次産業が全体の64.9%で、就業者のうち約3人に2人が第3次産業に従事していることがわかります。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

舟橋村常住者15歳以上の就業者の就業先産業別割合をみると、平成27年は、製造業が23.8%で最も高く、次いで医療・福祉が14.2%、卸売業・小売業が13.4%の順となっています。

平成17年と比べると、農業・林業、卸売業・小売業の割合が低くなり、一方、医療・福祉の割合が高くなっています。

舟橋村常住者15歳以上の就業者の就業先産業

平成27年			平成17年		
産業分類	人数	%	人数	%	産業分類
総数	1,586	100	1,398	100	総数
A 農業・林業	63	4.0	112	8.0	農業・林業
B 漁業	4	0.3	1	0.1	漁業
C 鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.1	0	0	鉱業
D 建設業	112	7.1	117	8.4	建設業
E 製造業	377	23.8	323	23.1	製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	21	1.3	17	1.2	電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	28	1.8	21	1.5	情報通信業
H 運輸業・郵便業	62	3.9	63	4.5	運輸業
I 卸売業・小売業	212	13.4	220	15.7	卸売・小売業
J 金融業・保険業	46	2.9	36	2.6	金融・保険業
K 不動産業・物品賃貸業	16	1.0	7	0.5	不動産業
M 宿泊業・飲食サービス業	42	2.6	39	2.8	飲食店・宿泊業
O 教育・学習支援業	76	4.8	54	3.9	教育・学習支援業
P 医療・福祉	225	14.2	128	9.2	医療・福祉
Q 複合サービス事業	13	0.8	22	1.6	複合サービス事業
※サービス業計（R、L、N）	164	10.3	152	10.9	サービス業（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	87	5.5	—	—	※平成17年国勢調査では、平成27年度のサービス業の分類がされていません。
L 学術研究、専門・技術サービス業	39	2.5	—	—	
N 生活関連サービス業・娯楽業	38	2.4	—	—	
S 公務（他に分類されるものを除く）	123	7.8	83	5.9	公務（他に分類されないもの）
T 分類不能の産業	1	0.1	3	0.2	分類不能の産業

資料：国勢調査

舟橋村常住者15歳以上の就業者の職業別割合をみると、平成27年は、事務従事者が20.6%で最も高く、次いで生産工程従事者が18.3%、専門的・技術的職業従事者が17.4%の順となっています。

平成17年と比べると、平成27年は、専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者の割合が高くなり、一方、農林漁業従事者、生産工程従事者の割合が低くなっています。

舟橋村常住者15歳以上の就業者の職業

平成27年			平成17年		
職業分類	人数	%	人数	%	職業分類
総数	1,586	100	1,398	100	総数
A 管理的職業従事者	40	2.5	32	2.3	管理的職業従事者
B 専門的・技術的職業従事者	276	17.4	177	12.7	専門的・技術的職業従事者
C 事務従事者	326	20.6	294	21.0	事務従事者
D 販売従事者	179	11.3	183	13.1	販売従事者
E サービス職業従事者	141	8.9	88	6.3	サービス職業従事者
F 保安職業従事者	71	4.5	50	3.6	保安職業従事者
G 農林漁業従事者	66	4.2	110	7.9	農林漁業従事者
生産工程・労務関係小計（H～K）	486	30.6	462	33.0	※生産工程労務関係小計
H 生産工程従事者	291	18.3	420	30.0	※生産工程・労務従事者
I 輸送・機械運転従事者	45	2.8	42	3.0	※運輸・通信従事者
J 建設・採掘従事者	62	3.9	—	—	※平成17年国勢調査では、平成27年度の生産工程・労務関係の分類がされていません。
K 運搬・清掃・包装等従事者	88	5.5	—	—	
L 分類不能の職業	1	0.1	2	0.1	分類不能の職業

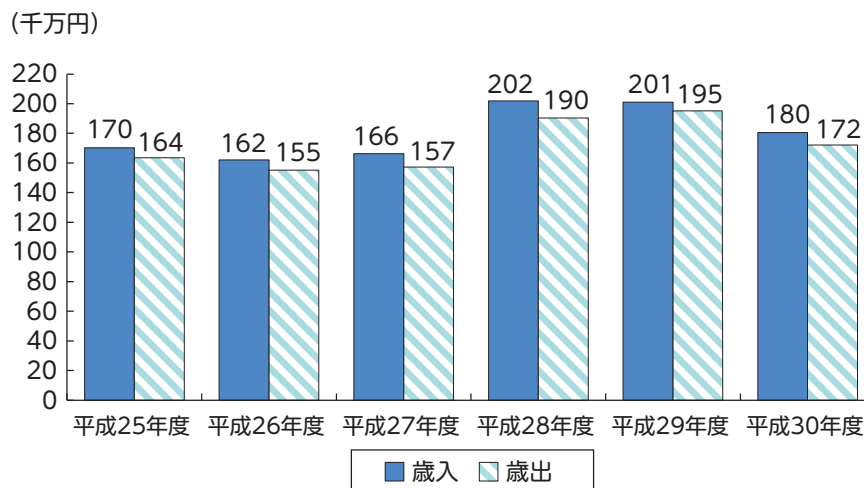
資料：国勢調査

(5) 財政の状況

一般会計の歳入・歳出の推移をみると、歳入、歳出ともに平成28年度に大きく増加しています。平成30年度は、歳入が約18億円、歳出が約17億円となっています。

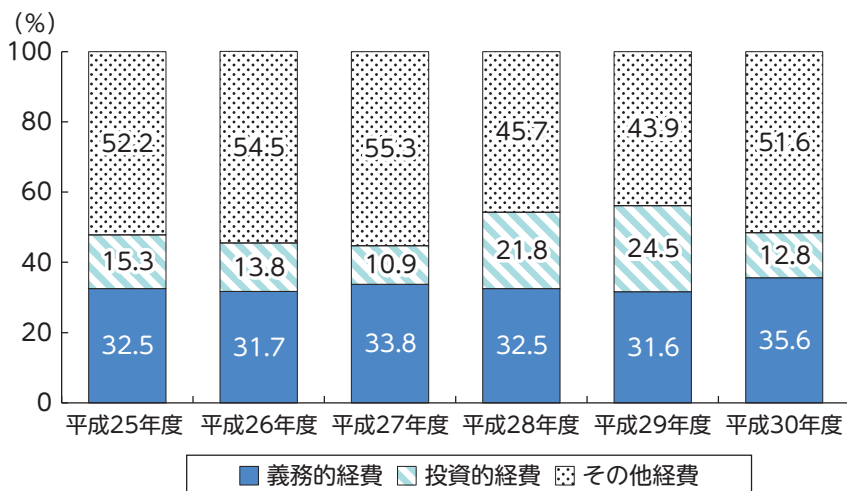
全体予算に占める義務的経費・投資的経費の割合をみると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、近年30%前半でしたが、平成30年度は35.6%と過去6年間で最も高くなっています。

一般会計の歳入・歳出の推移



資料：市町村決算カード（総務省）

全体予算に占める義務的経費・投資的経費の割合



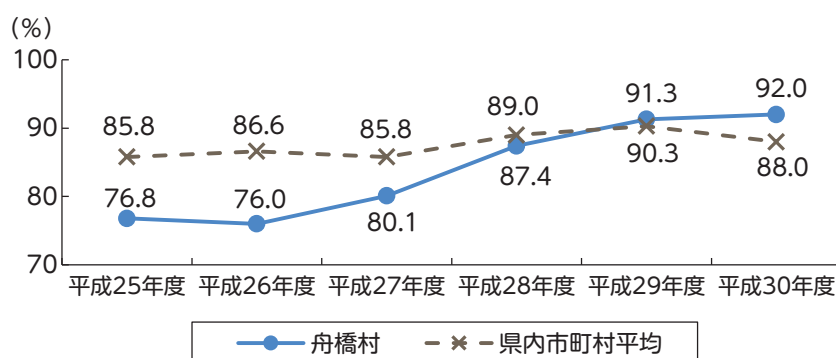
資料：市町村決算カード（総務省）

比率が高いほど財政の弾力性・自由度が不足していることを示す経常収支比率の推移をみると、平成29年度と平成30年度は、県内市町村平均を上回っています。

地方税の収入能力の強弱を示す財政力指数をみると、平成25年度以降0.3台で推移しており、いずれの年度も県内市町村平均をかなり下回っています。

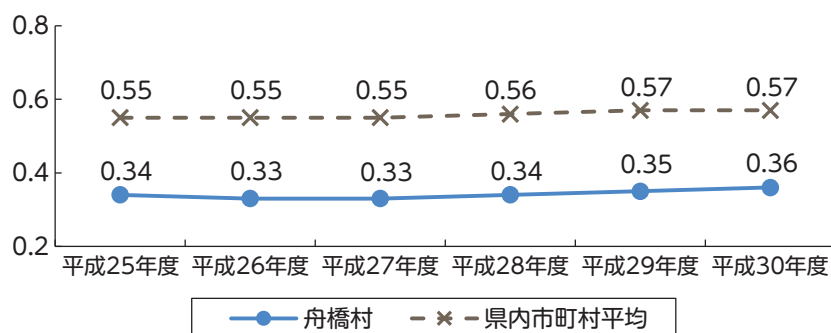
借入金の返済費用である公債費の割合を示す実質公債費比率をみると、平成28年度までは低下が続いていましたが、平成29年度から上昇し、平成30年度は、県内市町村平均とほぼ同じになっています。

経常収支比率の推移



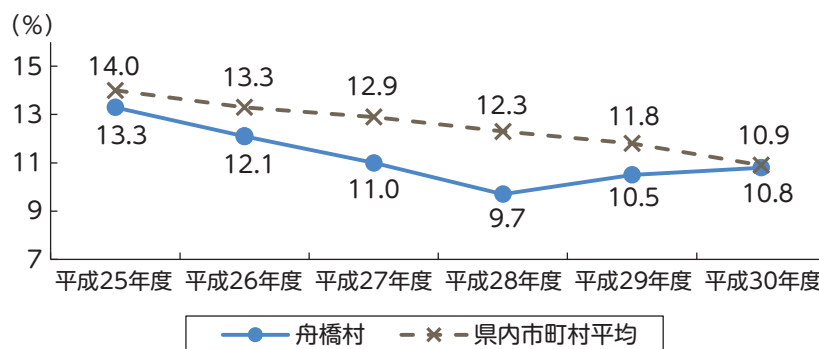
資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

財政力指数の推移



資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

実質公債費比率の推移



資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

2. 住民意識の動向

本計画の策定に当たり、本村では計画づくりへの住民参画を重視し、住民アンケート調査を実施しました。アンケート結果の概要は、次のとおりです。

1 住民アンケート調査の概要

(1) 調査の方法

- 調査対象：一般住民
- 調査期間：令和2年7月27日～8月10日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収状況：

配布数	回収数	回収率
1,000票	452票	45.2%

(2) 調査結果をみる際の留意点

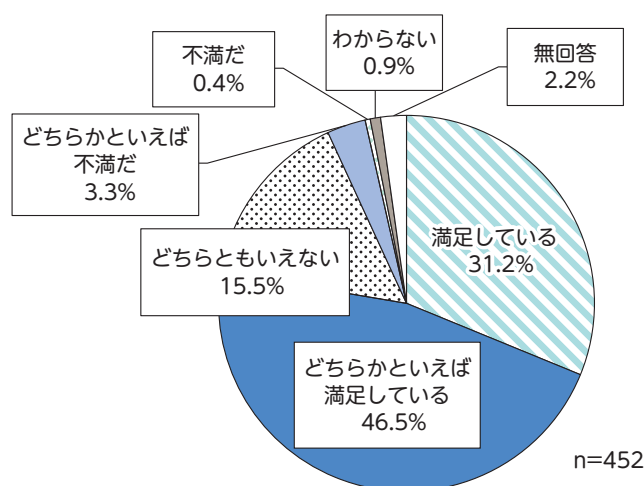
- グラフなどのn数（n = ○○○）は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 小数第2位を四捨五入し、百分率で表記しているため、その合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上の複数回答を求めた設問では、それぞれの「回答数」に対し、上記の「回収数」で除した比率を採用しているため、その合計は100%を上回ります。
- アンケート回答者の性別、年齢別の割合は、本村の実際の割合と異なっています。

2 住民アンケート調査の結果

(1) 村での生活の満足度

舟橋村での生活の満足度については、「どちらかといえば満足している」が46.5%と最も高く、次いで「満足している」が31.2%と、7割以上の人が満足しています。

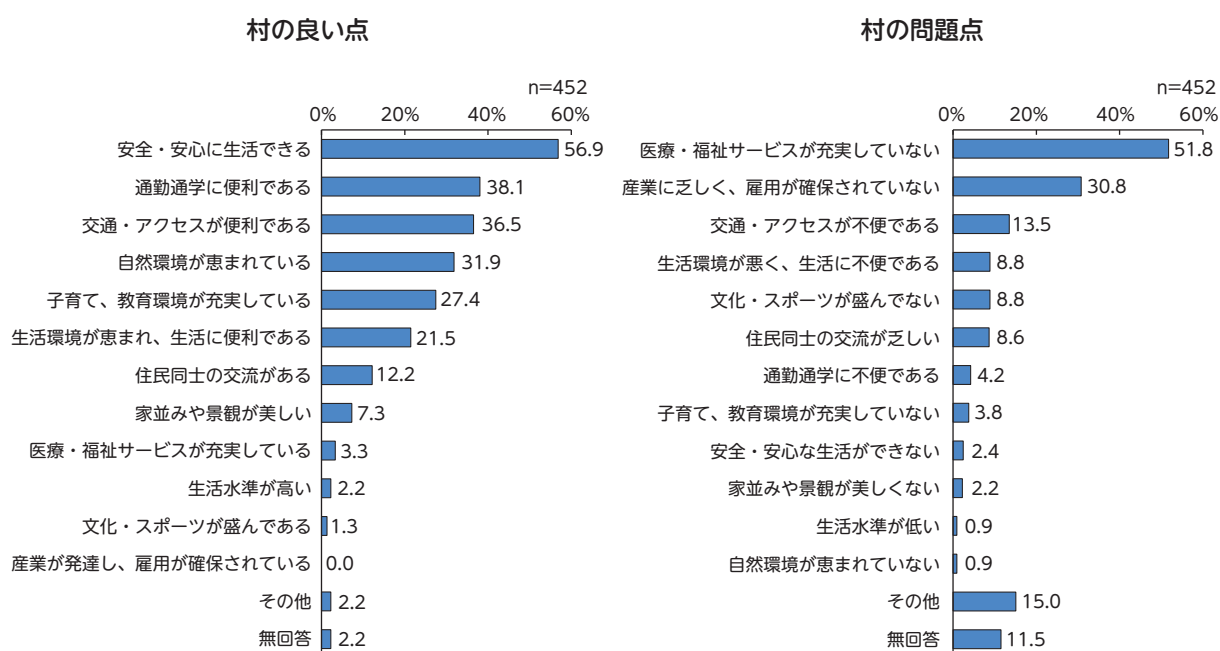
一方、「どちらかといえば不満だ」が3.3%、「不満だ」が0.4%と、不満に感じている人は少なくなっています。



(2) 村の良い点、問題点

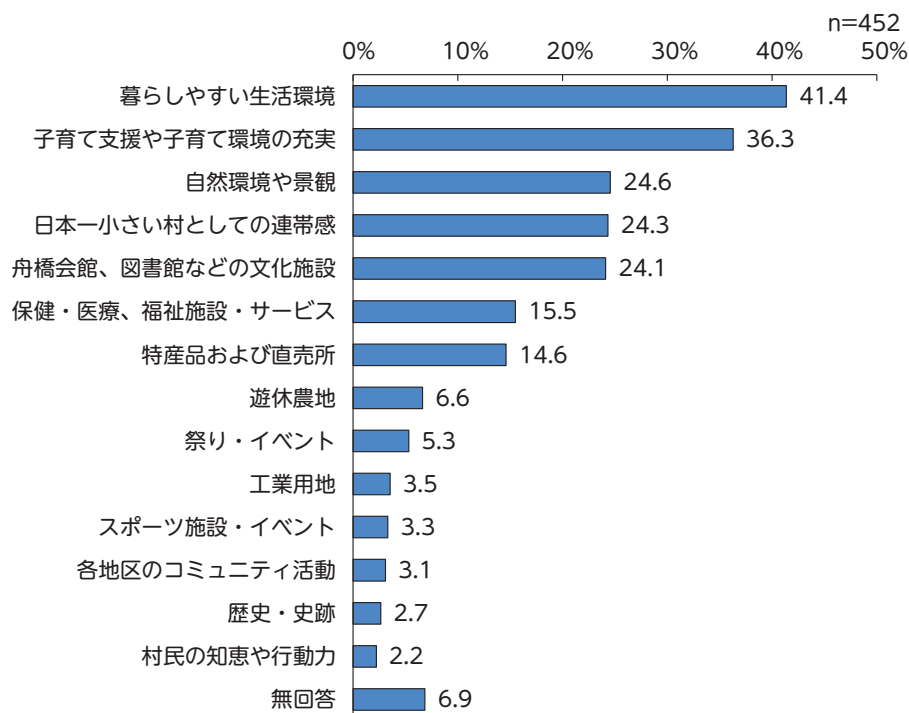
村の良い点としては「安全・安心に生活できる」が最も多く、次いで「通勤通学に便利である」、「交通・アクセスが便利である」、「自然環境が恵まれている」の順となっています。

一方、村の問題点としては「医療・福祉サービスが充実していない」が最も多く、次いで「産業に乏しく、雇用が確保されていない」、「交通・アクセスが不便である」の順となっています。



(3) 村の魅力として発信すべきもの、まちづくりに有効活用していけば良いと思うもの

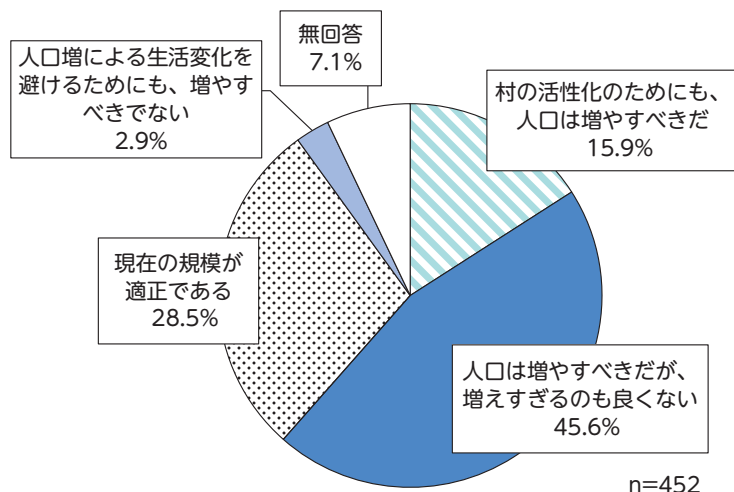
村の魅力として発信すべきもの、まちづくりに有効活用していけば良いと思うものとしては「暮らしやすい生活環境」が最も多く、次いで「子育て支援や子育て環境の充実」、「自然環境や景観」、「日本一小さい村としての連帯感」、「舟橋会館、図書館などの文化施設」の順となっています。



(4) 将来人口に対する考え

10年後の舟橋村の人口についての考えでは、「人口は増やすべきだが、増えすぎるのも良くない (3,000～3,500人)」が45.6%と最も高くなっており、「村の活性化のためにも、人口は増やすべきだ (3,500人以上)」の15.9%と合わせると、6割以上の人々が人口増加を望んでいます。

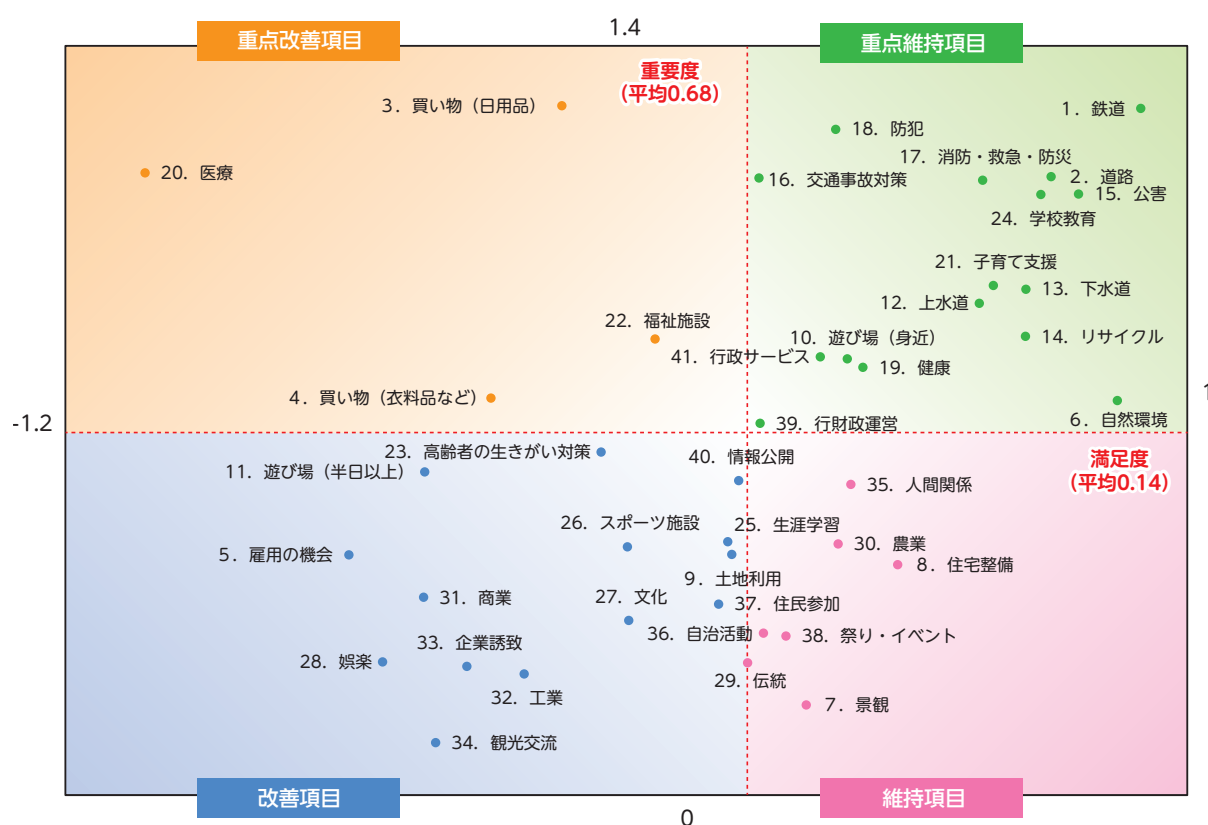
一方、「現在の規模が適正である (3,000人程度)」は28.5%で、「人口増による生活変化を避けるためにも、増やすべきでない (3,000人未満)」は2.9%にとどまっています。



(5) 施策の満足度及び重要度

村の施策や生活環境に対する満足度・重要度についてみると、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い「重点改善項目」は、「医療」、「買い物（日用品）」、「買い物（衣料品など）」となっています。

村の生活・施策に対する満足度・重要度の相関



満足度・重要度の点数化の算出式

●満足度の点数化の算出式

「満足」×2点＋「やや満足」×1点＋「普通」×0点
 ＋「やや不満」×-1点＋「不満」×-2点
 ÷回答者総数-（無回答数）＝満足度の点数

●重要度の点数化の算出式

「重要である」×2点＋「やや重要である」×1点＋「普通」×0点
 ＋「あまり重要ではない」×-1点＋「重要ではない」×-2点
 ÷回答者総数-（無回答数）＝重要度の点数

村が今後10年間で特に取り組むべき項目については、「医療」、「買い物（日用品）」、「交通事故対策」、「防犯」、「福祉施設」が上位5項目となっています。

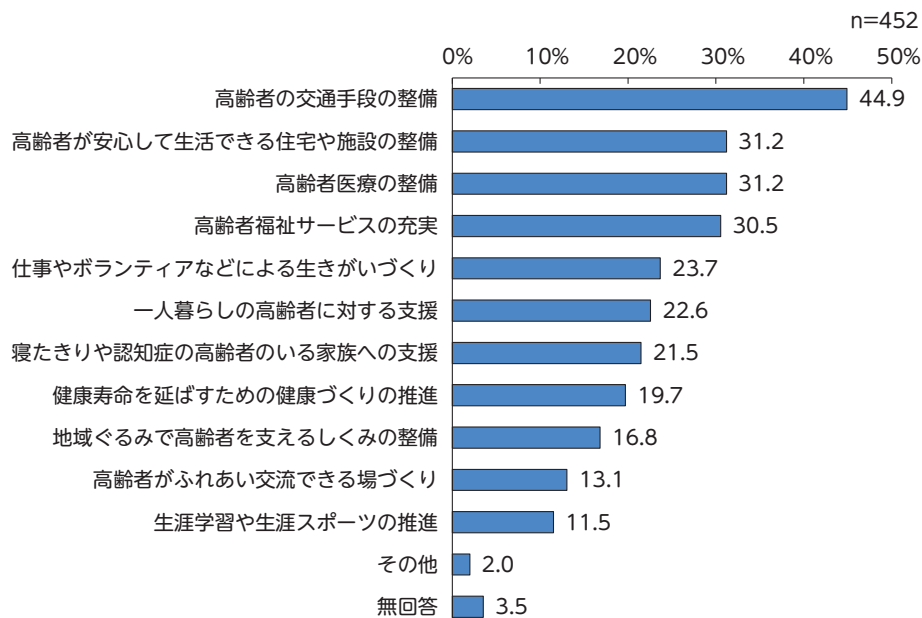
10年間で特に取り組むべき項目

順位		%
1	医療	41.2
2	買い物（日用品）	29.9
3	交通事故対策	14.6
4	防犯	10.4
5	福祉施設	10.4
6	鉄道	9.7
7	学校教育	9.5
8	消防・救急体制、防災	8.4
9	子育て支援	7.5
10	高齢者の生きがい対策	7.3
11	農業	7.1
12	遊び場（半日以上）	6.9
13	娯楽	6.9
14	遊び場（身近）	6.6
15	企業誘致	6.6
16	行財政運営	6.6
17	行政サービス	6.4
18	スポーツ施設	6.2
19	自然環境	5.3
20	買い物（衣料品など）	5.1
21	雇用の機会	4.9

順位		%
22	商業	4.6
23	道路	4.4
24	土地利用	4.0
25	住民参加	3.3
26	生涯学習	2.7
27	観光交流	2.7
28	人間関係	2.7
29	公害	2.4
30	情報公開	2.4
31	上水道	2.2
32	文化	2.2
33	祭り・イベント	2.0
34	伝統	1.8
35	住宅整備	1.3
36	リサイクル	1.3
37	健康	1.3
38	工業	1.1
39	自治活動	1.1
40	景観	0.7
41	下水道	0.4

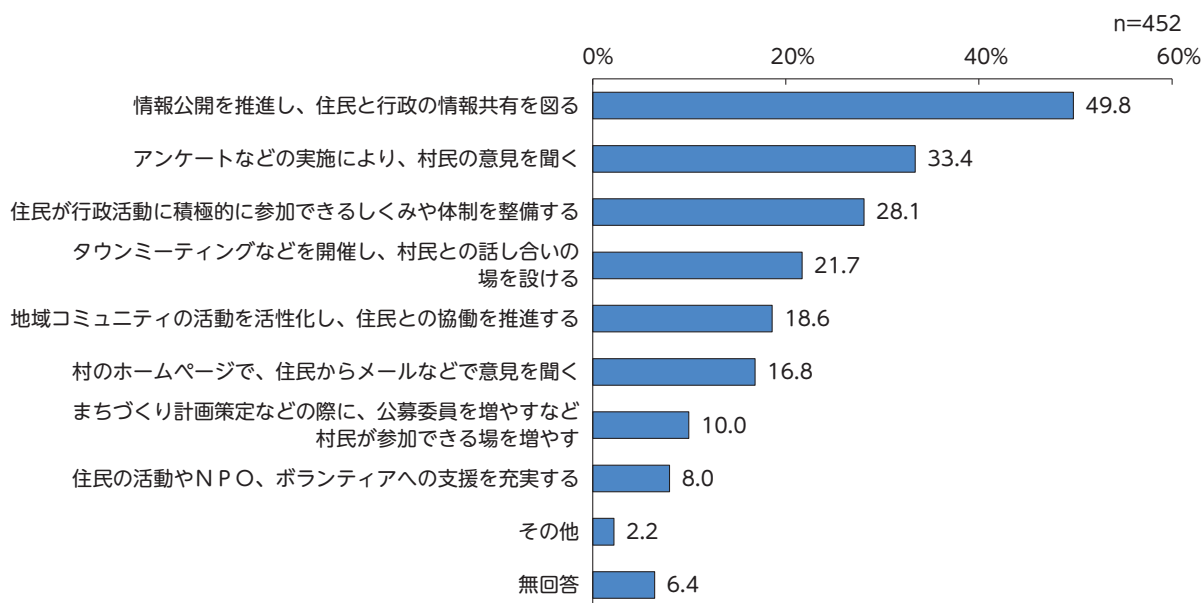
（６）高齢化の進行に対して力を入れるべきこと

高齢化の進行に対して、村が今後力を入れるべきこととしては「高齢者の交通手段の整備」が最も多く、次いで「高齢者が安心して生活できる住宅や施設の整備」、「高齢者医療の整備」、「高齢者福祉サービスの充実」の順となっています。



（７）住民と行政との協働によるまちづくりにおいて重要と考えるもの

住民と行政との協働によるまちづくりを進める上で、重要と考えるものとしては「情報公開を推進し、住民と行政の情報共有を図る」が最も多く、次いで「アンケートなどの実施により、村民の意見を聞く」、「住民が行政活動に積極的に参加できるしくみや体制を整備する」の順となっています。

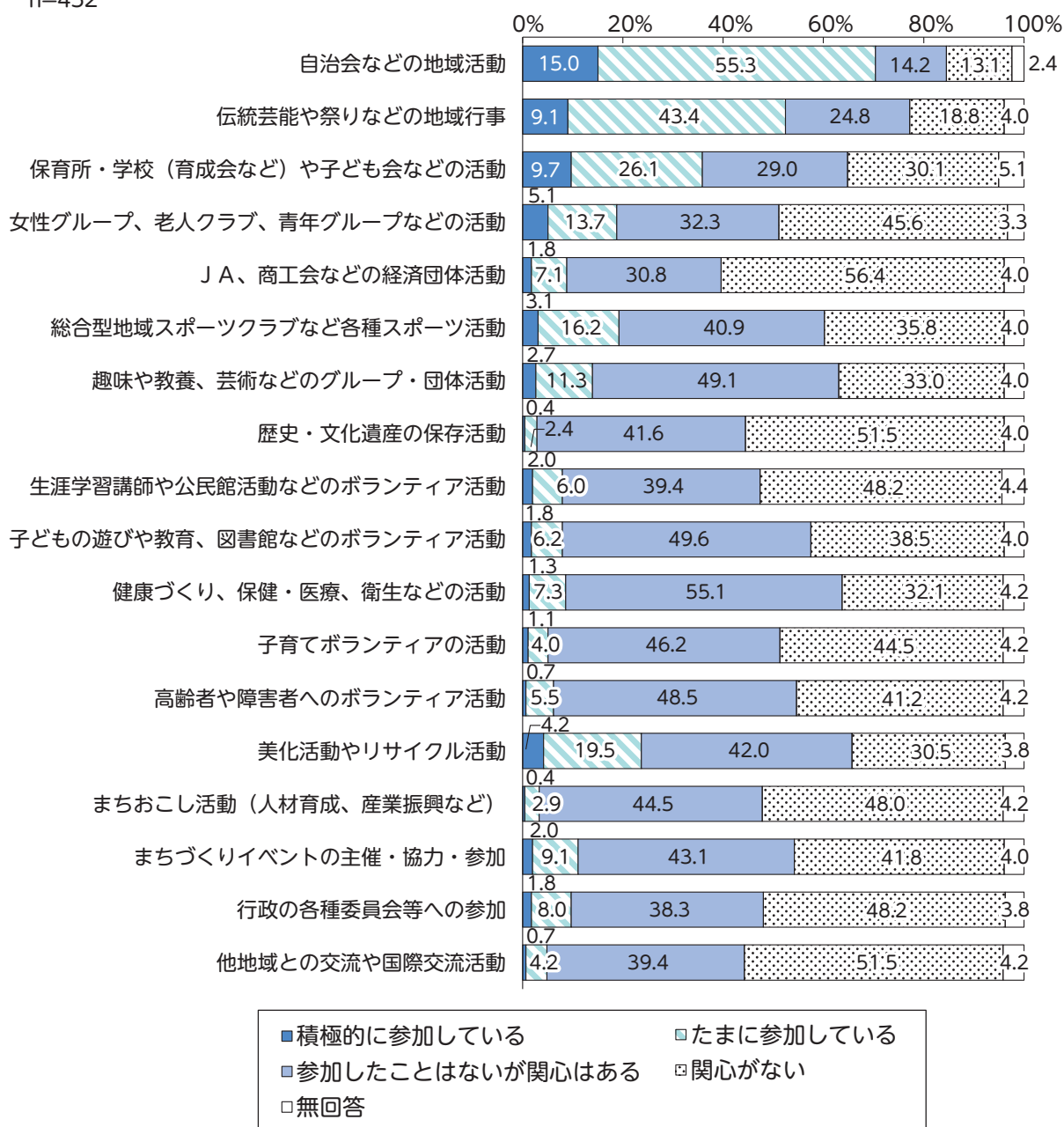


(8) 地域活動

地域活動への参加状況について、「積極的に参加している」と「たまに参加している」を合計した『参加している』の割合をみると、“自治会などの地域活動”が70.3%と最も高く、次いで“伝統芸能や祭りなどの地域行事”が52.5%、“保育所・学校（育成会など）や子ども会などの活動”が35.8%となっています。

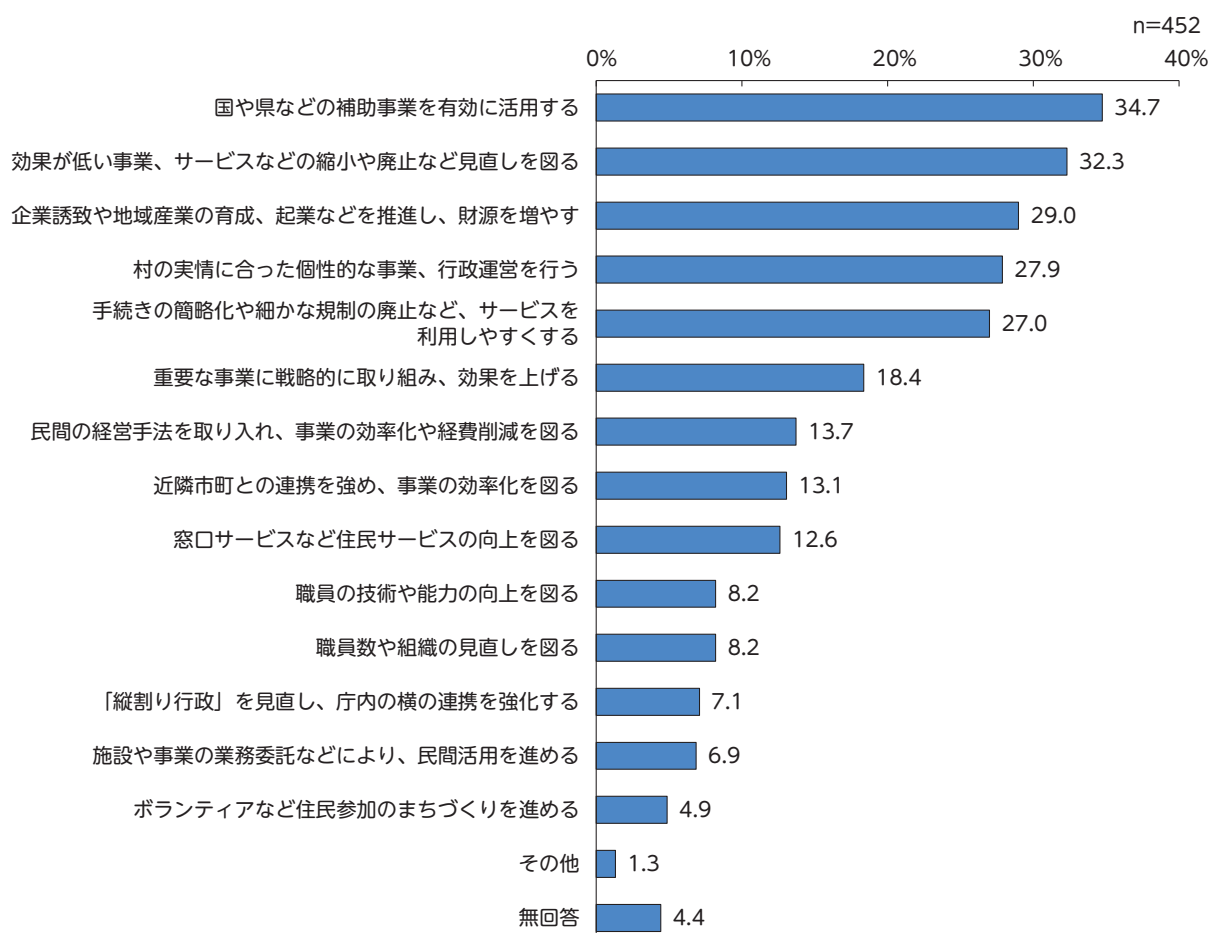
また、「参加したことはないが関心はある」の割合をみると、“健康づくり、保健・医療、衛生などの活動”が55.1%と最も高く、次いで“子どもの遊びや教育、図書館などのボランティア活動”が49.6%、“趣味や教養、芸術などのグループ・団体活動”が49.1%、“高齢者や障害者へのボランティア活動”が48.5%、“子育てボランティア活動”が46.2%となっています。

n=452



（９）行政の効率化や財政の健全化、行政サービスの改善について重要と考えるもの

行政の効率化や財政の健全化、行政サービスの改善に対して、重要と考えるものについては、「国や県などの補助事業を有効に活用する」が最も多く、次いで「効果が低い事業、サービスなどの縮小や廃止など見直しを図る」、「企業誘致や地域産業の育成、起業などを推進し、財源を増やす」、「村の実情に合った個性的な事業、行政運営を行う」、「手続きの簡略化や細かな規制の廃止など、サービスを利用しやすくする」の順となっています。



3. 時代の潮流

1 人口減少、少子高齢化

我が国の総人口は、平成20年をピークに減少局面に入っており、出生数の減少や死亡者数の増加などを背景に、今後も減少が続くと見込まれています。一方で、65歳以上の老年人口は増加を続け、少子高齢化が進行していく見込みとなっています。この状況が進行していくことで、地域の過疎化や地域コミュニティ機能の低下、国内消費の減少、社会保障費の増加など暮らしや社会の様々な面において、大きな影響を及ぼすことが予想されます。

2 地域コミュニティの変化

我が国では、未婚化、少子化などの影響による単独世帯の増加や、産業構造・就業構造の変化などにより、保育や介護ニーズの増大、生活困窮や複合的な課題を抱える世帯の増加などが進んでいます。また、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域におけるつながりが希薄化し、支え合いを含めた地域力の低下が社会的な問題となっています。

3 自然災害と感染症

我が国では、大規模地震や集中豪雨などによる自然災害が多く発生しており、全国各地に大きな被害をもたらしています。また、最近では、新型コロナウイルス感染症が流行していることから、人々の不安はますます増大してきています。

子どもから高齢者まで、すべての住民が安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていくに当たっては、大規模な自然災害の発生や感染症の流行への備えが必要不可欠となります。避難訓練や情報提供などのソフト面の取り組みだけでなく、減災・防災に向けた環境の整備やサービス提供体制の維持などのハード面の取り組みを含めた総合的な対策を推進していくことが求められています。

4 経済環境の変化

近年、我が国では、情報化の発展や経済のグローバル化、ボーダーレス化がさらに進展し、工場の海外への移転もみられ、第1次産業においても、海外からの安価な輸入品との価格競争を強いられている農作物や魚介類などの食料品もあり、世界的な競争にさらされ地域経済の疲弊がみられます。また、物流や通信が劇的に変わっていく中で、消費行動も多様化し、物理的制約がなくなってきています。

5 環境問題

温室効果ガスの大量排出による地球温暖化や森林の減少などにより、異常気象の増加や生物多様性の喪失といった、様々な環境問題が地球規模で深刻化しています。我が国も、国際社会の一員として、地球環境の保全に向けた具体的な取り組みが強く求められています。

こうした中、本村においても持続可能な社会システムの形成に向けた再生可能エネルギーの導入などの環境施策の展開や、事前環境の保全が重要となっています。

4. 舟橋村の課題

1 健康

村の問題点について、アンケート調査結果をみると、「医療・福祉サービスが充実していない」が51.8%で最も高い割合を示しています。また、村の施策として、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い「重点改善項目」をみると、「医療」の満足度が低くなっています。このことから、医療の充実が求められていることがわかります。

一方、地域活動について、“健康づくり、保健・医療、衛生などの活動”の割合をみると、「参加したことはないが関心はある」の割合は55.1%で最も高くなっているものの、「積極的に参加している」と「たまに参加している」を合わせた『参加している』の割合は8.6%と低いことから、住民の健康につながる活動の充実及び参加促進に努める必要があります。

2 子育て

本村の人口動態の推移をみると、出生数は概ね横ばいの状態で推移しています。

一方、アンケート調査結果をみると、村の良い点として「子育て、教育環境が充実している」と回答した方の割合は27.4%と比較的高く、さらに、村の魅力として発信すべきもの、まちづくりに有効活用していけば良いと思うものとして「子育て支援や子育て環境の充実」と回答している方の割合は36.3%で、「暮らしやすい生活環境」（41.4%）に次いで高くなっています。

これらのことから、引き続き結婚・出産・子育てをしやすい環境づくりに取り組む必要があります。また、こうした取り組みは、人口の増加と村の活性化につながるものと考えられます。

3 自然

本村の強みの一つとして、豊かな自然と美しい景観があげられます。

アンケート調査結果をみると、村の良い点として「自然環境が恵まれている」と回答した方の割合は31.9%と3割を超えており、さらに、村の魅力として発信すべきもの、まちづくりに有効活用していけば良いと思うものとして「自然環境や景観」と回答した方の割合は24.6%で上位3位となっています。また、自由意見においても、「豊かな自然は何物にも代えがたい」、「いつまでも自然豊かな村であってほしい」といった意見がみられました。

本村の豊かな自然環境を残しつつ、地域資源を活かした、舟橋村らしいまちづくりが求められているといえます。

4 安全、安心

近年、全国各地の自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の流行により、本村でも「いざ」というときの「備え」の重要性が高まっています。そのため、今後も本村で安心して暮らし続けられるよう、災害対策や感染症対策を進めていく必要があります。

さらに、安全・安心なまちづくりを進めていくに当たっては、交通事故対策や防犯体制の充実も必要不可欠です。アンケート調査結果をみると、村が今後10年間で特に取り組むべき項目として「交通事故対策」、「防犯」がそれぞれ上位3位、4位となっています。また、高齢化の進行に対して、村が今後力を入れるべきこととしては「高齢者の交通手段の整備」が44.9%と最も高く、次いで「高齢者が安心して生活できる住宅や施設の整備」が31.2%となっています。

本村で生まれ、育ち、暮らし続けることのできるまちを目指し、誰もが安全に暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

5 協働

今後さらに多様化・複雑化が見込まれる地域課題に対応していくためには、住民や地元組織など、様々な主体がまちづくりの担い手として行政と協働することが必要であり、住民や地域が一体となってまちづくりを進めていくことが求められています。

アンケート調査結果をみると、住民と行政との協働によるまちづくりにおいて重要と考えるものとしては、「情報公開を推進し、住民と行政の情報共有を図る」が49.8%と最も高く、次いで「アンケートなどの実施により、村民の意見を聞く」が33.4%、「住民が行政活動に積極的に参加できるしくみや体制を整備する」が28.1%となっています。また、地域活動について、“自治会などの地域活動”の『参加している』割合は70.3%と高くなっています。

職業や年齢などを問わず、村を良くしたいという思いを持った人たちが集まり、行動できるよう、村としてもそうした場づくりや活動などへの支援を行っていくとともに、情報や意見の共有・交換の機会の充実が求められます。

6 産業

人口減少や少子高齢化が進み、就業人口が減少していく状況下においては、産業のさらなる活性化が必要となっています。そのため、本村においては、都市部に近い立地条件などの強みを活かし、新鮮で良質な農産物の供給や、付加価値の高い特産品の創出、6次産業化による地域ブランドの確立など、村の魅力を引き出すことが重要です。

また、アンケート調査結果をみると、行政の効率化や財政の健全化、行政サービスの改善について重要と考えるものとして「国や県などの補助事業を有効に活用する」、「効果が低い事業、サービスなどの縮小や廃止など見直しを図る」と回答した方が3割超おり、「企業誘致や地域産業の育成、起業などを推進し、財源を増やす」も29.0%と比較的高い割合を示していることから、健全な行財政運営による財源の確保と、雇用の場を生み出すことで地域の活性化につなげていくことが求められているといえます。



第2章

基本構想

第1節 舟橋村の将来像

1. 将来像

将来像は、舟橋村が10年後に目指すべき、理想の姿です。

**新たな魅力をつくり
小さな村に笑顔かがやく ふなはし**

住民アンケート調査において、現在の舟橋村に対して、満足はしているものの、将来のためにはより多くの魅力を創り出す必要があるとの意見が多くありました。さらに、今後の人口の推移から、子育て世代はもとより、すべての世代に向けて発信できるような「新たな魅力」をつくる必要があると考えられます。

「新たな魅力をつくる」ことは、すべての人々が「毎日笑顔で暮らしを営み」、そして「かがやく未来をひらく」ための活動そのものといえます。舟橋村の魅力をあらためて点検、評価し、新しいアイデアを持ち寄り、チェンジし続けることで新たな魅力を創造し、子どもから高齢者まで、舟橋村のすべての人々にとってやさしい環境づくりを進めていくことが必要です。

舟橋村が、将来にわたって笑顔が絶えない村となることを目指し、将来像を「新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔かがやく ふなはし」と定めます。



2. 基本理念

基本理念は、将来像を実現していくため、まちづくりの基本となる考え方です。

本村では、日本一小さな村の連帯感を高めることを目的として、平成19年11月1日に舟橋村民憲章を制定しています。

この村民憲章は、住民のまちづくりに対する普遍的な姿勢を示したものであることから、本計画においては、舟橋村民憲章を今後10年間の村のまちづくりを進める上での基本理念とします。

- 1. 自然と遊べる豊かなみどりを育てましょう。
- 1. ひとりひとりが輝くように、自分の力を活かしましょう。
- 1. 世代を超えたやさしい暮らしをつくりましょう。
- 1. 小さなふれあいを大切に、大きなふれあいに広げましょう。
- 1. 温かい心がはぐくむ子どもの笑顔を守りましょう。



第2節 まちづくりの大綱

1. 政策と施策の体系

村の将来像を実現するために、6つの基本目標を設定し、まちづくりを推進していきます。

基本目標1 健康で笑顔あふれるまちづくり

超高齢化が進行する中、健康寿命の延伸や生活の質の向上に向け、健診の実施や健康指導など住民の健康づくりを総合的に推進するとともに、地域医療体制の確立を図ります。また、高齢者や障がい者を含めたすべての住民が地域の中で自立・自律していきいきと暮らせるよう、福祉サービスの充実や地域ぐるみで支え合う福祉体制の整備を図るなど、健康で笑顔あふれるまちづくりを目指します。

【1】保健・医療

【2】高齢者福祉

【3】障がい者福祉

【4】地域ぐるみ福祉

基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

母子保健や子育て支援、保育の充実を図るとともに、地域ぐるみで子どもを育てるしくみづくりを進めます。また、楽しみながら学力の向上を目指す独自性のある教育の実施や学校施設の整備により、学校教育の充実を図るなど、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを目指します。

【1】子育て

【2】学校教育

基本目標3 人と自然が共生するまちづくり

適正な住宅開発や旧集落内の空き家対策などにより住環境の整備を進めるとともに、田園景観を守り自然環境との共生を図りながら、秩序ある計画的な土地利用を推進します。また、道路や公園、上下水道など生活基盤の適切な維持や整備を進めるなど、自然と共生した快適に暮らせるまちづくりを目指します。

【1】住環境

【2】道路・交通網

【3】上下水道

【4】生活環境

【5】公園・緑地

【6】情報通信

基本目標4 やすらぎと安全・安心のまちづくり

自然災害や感染症、犯罪、交通事故など、生活に対する不安が増大する中で、防災に対する備えや感染症対策の強化、犯罪や交通安全に対する見守りの実施、消防救急体制の充実を図るなど、住民が不安なく安全・安心に暮らせるような、やすらぎのあるまちづくりを目指します。

【1】防災・消防・救急

【2】防犯・交通安全

基本目標5 みんなでつくる協働・自立のまちづくり

施策や事業の重点化、民間の経営手法の導入、広域行政化を推進するなど、健全で効率的な行財政運営に努めます。また、地域コミュニティや地域活動の活性化を図るとともに、情報公開や広報広聴活動の展開により主体的な住民参画を促進するなど、住民と行政が協働でともにつくるまちづくりを目指します。

【1】住民参画

【2】地域コミュニティ

【3】男女共同参画

【4】行財政運営

基本目標6 活力に満ちた魅力あふれるまちづくり

優良農地の保全や担い手の育成などにより農業の振興を図るとともに、商工業者に対する支援や新たな企業の誘致を進めるなど、商工業の活性化に努めます。また、住民の学習、スポーツ、文化芸術活動への参加を促進するとともに、イベントの実施や交流活動の活性化を図るなど、産業や文化、交流を通して活力あふれるまちづくりを目指します。

【1】農業

【2】商工業

【3】生涯学習・生涯スポーツ

【4】芸術・文化・交流活動

2. 将来人口

**総人口は、2040 年において 2,978 人（2020 年比▲127 人）、
2060 年において 2,768 人（2020 年比▲337 人）を目指す。**

平成27年に策定した「第1期舟橋村人口ビジョン」では、子育て世代の転入促進を図りながら、出生率の向上を推進し、人口構造を維持する目標が設定されています。

「第1期舟橋村総合戦略」に基づき実施した各種創生事業により、本村では子育て共助のまちづくりが進み、出生率の向上、若い世代の転入が達成されています。一方、今後の人口の見通しを推計すると、長期的な人口構造を維持するためには、高い出生率を達成するとともに、若い世代の転入を継続的に確保していくことが必要です。

本村では、長期的な人口構造の維持を目標とし、高い出生率の達成、一定数の転入の確保を目指すことを方針とします。

【出生率の目標】

■高い水準である国の推計値を達成する。

① 2025年：1.798 ② 2040年：1.831 ③ 2060年：1.826

※2018年と2019年の村の出生率の平均は1.82

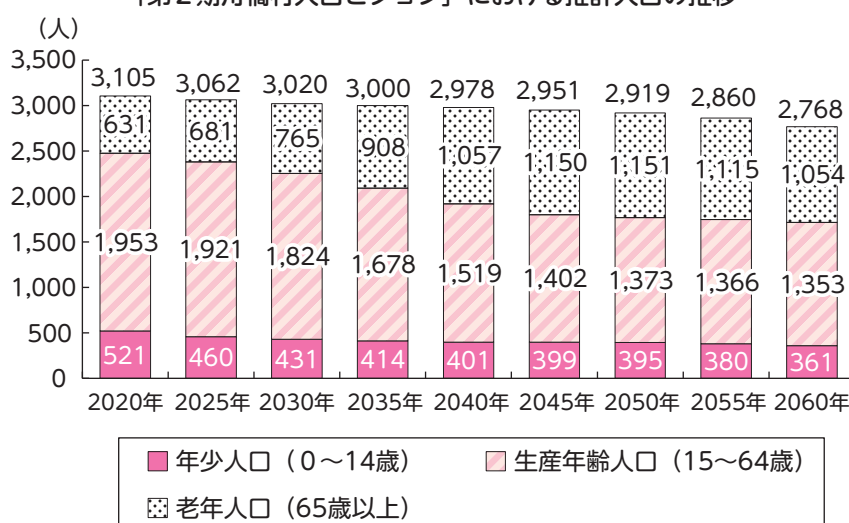
【転入数の目標】

■人口構造が維持できるための20代・30代の転入者数を確保する。

① ～2030年：5年間で20世帯（40人） ② ～2040年：5年間で30世帯（60人）

③ ～2045年：5年間で36世帯（72人） ④ ～2055年：5年間で40世帯（80人）

「第2期舟橋村人口ビジョン」における推計人口の推移



※2020年の人口は、2019年の富山県人口移動調査による男女別、5歳階級別人口を用いています。

3. 重点プロジェクト

舟橋村の目指す将来像の実現に向けて、横断的・一体的に実施すべき重要な3つのテーマを「重点プロジェクト」として位置づけ、推進していきます。

1 健康で明るい暮らしができるまちづくりプロジェクト

住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に向け取り組みを進めていきます。また、高齢者や障がい者（児）が、住み慣れた地域で暮らし、生活ができるまちづくりを推進します。

- 一人ひとりの健康づくり（舟橋村健康構想）の推進
- 保健・医療・福祉の充実と連携の強化
- 高齢者の移動サービスの充実

2 笑顔あふれる子育てのまちづくりプロジェクト

舟橋村では、これまで子育てや教育環境の充実に力を入れてきました。今後はさらに、若い世代が希望を持って結婚し、また安心して子どもを産み育てられるよう、ふれあい、相談の場の提供を含めた切れ目のないサービスを提供します。

- 子育て・教育環境の充実
- 週イチ園むすび事業の拡大

3 活力ある産業を創造するまちづくりプロジェクト

本村の豊かな自然を活用し脈々と営まれてきた農業への支援を行い、生産性の向上や担い手の育成を図るとともに、これまで行ってきた「園むすびプロジェクト」を拡大し、村内の活動家に活動の場を提供していきます。

- 農業経営の安定化
- 商工業の活性化
- 交流拠点の整備（園むすびプロジェクトの推進）

4. 推進チームの設置

将来像を実現し、重点プロジェクトを具現化・推進するためには、本村の人々に広く参加してもらい推進チームをつくるのが最適です。

この推進チームは、単に一過性のアイデアを出すためだけの組織ではなく、新規事業を企画し運営するための核となり、また、村の新しいコミュニケーション組織（対話の場）の中心の一つとなるのが期待されるものです。

プロジェクトには、村の次代の運営を担う役場若手職員も参加し、相手の意見を尊重しながらこれからのまちづくりをともに考えていき、将来的にはそのプロジェクトに予算提案権を持たせ村の事業として実行できるようにしていきます。

さらに、新規事業が公正な考えのもとに立案され、安定的かつ効率的に実行されるよう、行政として推進チームの健全な育成に努めます。

（１）推進チームの組織イメージ

推進チームを組織するためには、次のような方法が考えられます。

〈推進チームを組織するための方法（例）〉

- ・住民に対して広く参加を呼びかけ参加してもらいます。
- ・各事業所、公的団体、教育関係、学生、商工団体など、様々な団体組織から若いメンバーを推薦してもらい参加してもらいます。
- ・役場若手職員にもチームのメンバーとして参加してもらいます（オブザーバーとしての参加も考えられます。）。

（２）推進チームの運営イメージ

推進チームの運営については、次のような方法が考えられます。

〈推進チームの運営（例）〉

・座談会形式

それぞれのテーマに基づいて自由に発言し、それをまとめていく中で、新規事業を構築していきます。

・座談会＋人材育成

座談会形式に加えて、村おこしの専門家、ネットによるコミュニケーション構築の専門家、プロモーションの専門家などを招いて勉強会を行うとともに、「ストーリーづくり」のスキルアップや、将来に向けての人材育成も行います。

・その他

上記プロジェクトメンバーの活動内容をより精度の高いものとするために、国内の類似プロジェクトチームとの交流会など、事務局がアイデアを出し、サポートする体制とすることも考えられます。

5. 土地利用の基本方針

本村は、日本一小さい村域ながら、富山市からも近く通勤通学が便利な上、緑豊かな田園風景に囲まれているなど、恵まれた生活環境を有しています。

この恵まれた環境の中で、住民のゆとりある生活と快適な都市空間の創出を図るため、自然環境と共生しつつ地域特性を活かした、計画的な土地利用を推進します。



第3章

基本計画

1. 保健・医療

現状と課題

我が国では、生活水準の向上や医療の進歩により長寿化が進んでいますが、一方で、身体活動量の低下と食環境の変化により、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、心筋梗塞、脳卒中などの有病者が増加しており、生活習慣病への対策が重要です。

本村では、病気の早期発見や生活習慣の改善、感染症予防、健康増進に向けた健康ウォーキングの実施や住民健診、健康相談の実施などによる健康づくりを推進していますが、アンケート結果をみると、舟橋村で生活する中で問題だと思うものについて、51.8%が「医療・福祉サービスが充実していない」と回答しています。

今後、各世代に応じた健康づくりを推進し、すべての住民が生涯を通じて、健康でいきいきと暮らせる村を実現していく必要があります。

また、村内外の医療機関と連携を強化するなど、地域医療体制の充実を図る必要があります。

基本方針

住民が生涯にわたり心身ともに健康で安心して暮らせるよう、健康診査の充実や集団での健康づくりの推進を図るとともに、関係機関と連携した地域医療体制の確立を図ります。



■ 実施する取り組み

【1】保健事業の充実

①健康診査・検診の推進

- 健康診査の充実を図るとともに、対象者のニーズに合わせた個別支援に努めます。
- がん検診や特定健康診査に関する情報提供を行うほか、効果的な受診勧奨を実施し、生活習慣病の早期発見に努めます。

②健診後相談体制の充実

- 健康診査の結果に基づき、希望者には生活習慣改善に向けた相談体制の充実を図ります。

③予防接種の充実

- 麻しん風しん混合予防接種など各種予防接種の充実と受診の勧奨に努めます。
- 任意接種である小児インフルエンザ予防接種について、接種費用の助成を継続します。

④感染症予防対策の充実

- 新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザなど感染症予防対策の充実を図ります。
- 新感染症対応など関係者間の情報共有だけでなく、連携体制を構築します。

【2】健康づくりの推進

①相談支援の充実

- 健康教室を開催するなど、健康づくりに対する意識啓発を図ります。
- 健康づくりに関するボランティアや、自主グループの育成支援を図ります。
- 年齢に応じた運動指導や、保健師・管理栄養士などの専門職による健康相談など、健康づくりに関する相談指導の充実を図ります。

②健康増進活動の推進

- ボランティア主催の健康ウォーキングや料理教室の開催など、健康増進に向けたイベントの開催などを進めます。
- 学校や地域における健康づくり活動を支援します。

③心の健康づくりの推進

- 「舟橋村自殺対策計画」に基づき、心のケアに対する意識の啓発を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。

【3】地域医療体制の充実

①連携の強化

- 令和元年度より無医村となりましたが、住民が安心して医療サービスが受けられるよう、中新川郡や富山医療圏など、村外の医療機関などとの連携を図るとともに、情報提供に努めます。

■ 協働

- 健康診査を必ず受診しましょう。
- 健康ウォーキングや料理教室などの健康づくり運動・イベントに参加しましょう。

2. 高齢者福祉

現状と課題

国の推計では、65歳以上の高齢者人口は、令和2年9月15日現在、3,617万人（前年推計に比べて30万人増加）で、総人口に占める割合（高齢化率）は28.7%（同0.3ポイント上昇）となり、高齢者人口・高齢化率ともに過去最高を更新しています。一方で総人口は減少傾向に入っており（令和2年は前年比29万人減）、高齢化率は今後も上昇し続けることが予想されます。

本村では、地域包括支援センターを通じた相談支援や家族介護支援、介護予防を推進しています。また、「ふなはし荘デイサービスセンター」「特別養護老人ホームふなはし荘」を介護の拠点、「舟橋村社会福祉協議会」を福祉拠点として、高齢者の介護・福祉サービスを提供しています。

アンケートでは、高齢化の進行に対して力を入れるべきことについて、30.5%が「高齢者福祉サービスの充実」と回答しており、さらに、村内に気軽に行ける楽しめる場所があるかについて、「あまりない」もしくは「全くない」と回答した方の割合は、60歳代が70.2%、70歳以上が67.4%となっています。

今後、中新川広域行政事務組合や事業者などと連携しながら、介護予防・生活支援サービスの充実を図るとともに、社会参加など活動機会の提供により生きがいの創出を図るなど、高齢者が地域で安心して自立した生活ができるまちづくりが必要です。

基本方針

高齢者に対する生きがいの創出や介護・福祉サービスの充実を図るとともに、地域ぐるみによる見守り体制を強化するなど、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。



実施する取り組み

【1】介護予防・介護支援の推進

①見守り体制の強化

- 高齢者総合相談窓口である、地域包括支援センターの普及啓発に努めます。
- 訪問介護だけでなく、医療と介護、保健が一体的に住民サービスの提供を行うことで、対象者に適切なサービス提供を行います。
- 健康診査・訪問活動を関係機関との連携により行い、支援が必要な高齢者の把握に努めます。
- 運動の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもりやうつ、認知症などの予防・支援に対する事業を通して、介護予防を推進します。
- 成年後見制度について相談できる場の整備や計画の策定など、成年後見体制整備の強化を行い、制度の活用や虐待の早期発見・防止など、高齢者の権利擁護に努めます。

②介護支援の推進

- 高齢者が自立した生活を営めるよう支援するとともに、要介護状態に陥ったときに状態が悪化することがないように、生活支援サービスの充実に努めます。
- 施設利用者のニーズを把握し、個々にきめ細かい援助ができるよう、相談・指導体制の充実を図ります。
- 家族介護者を支援するため参加者ニーズの把握に努め、家族介護教室やリフレッシュ事業などを推進します。
- 人材育成を兼ねた地域ケア会議などを開催することで、課題解決力の向上を目指します。

【2】生きがいづくりの推進

①社会参加の促進

- 社会福祉協議会が実施している高齢者サロンの継続、地域包括支援センターが開設・継続支援している「通いの場」をさらに発掘し、高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めるため、地域活動や自主活動を推進します。
- シルバー人材センターに対する支援を行います。

協働

- 高齢者の知恵や経験を地域の活動に活かしていきましょう。
- 健康長寿を自ら実現するため、生きがいをつくり、介護予防に努めましょう。

3. 障がい者福祉

■ 現状と課題

障がい者（児）は増加傾向であり、高齢化が進んでいます。国では、障がい者（児）に関する制度改革を進めており、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し理解し合いながら、地域で自らが望んだ生き方ができる地域共生社会の実現を目指しています。

「障害者総合支援法」の理念にあるとおり、社会参加の機会の確保、地域社会における共生、社会的障壁の除去を通して、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会を実現するため、可能な限り身近な場所で必要な日常生活や社会生活を営むための支援が重要となっています。

アンケートでは、舟橋村の将来像としてふさわしいと思うものについて、53.8%が「福祉、保健、医療が整備されたむら」と回答しています。

障がいの予防や早期発見に加え、治療や機能訓練、教育、就労機会の拡充、日常生活への支援など、総合的かつ体系的に保健福祉サービスを展開することが重要となっています。

また、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、障がい者（児）の社会参加や交流、就労を推進するなど、障がい者（児）が地域で自立し、生きがいを持って暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

■ 基本方針

障がい者福祉サービスの充実を図るとともに、社会参加や就労に対する支援を行うなど、障がい者が地域で自立した生活ができる地域づくりを進めます。

■ 実施する取り組み

【1】 障がい福祉計画の推進

① 障がい福祉計画の着実な実施

- 現状を把握しながら、障がい福祉計画の着実な実施に努めます。

② 相談支援体制の整備

- 障がい者（児）が地域社会で生活できるよう、就労機会の提供に努めるとともに、連絡会などに参加し、情報共有しながら自立支援に向けて、相談体制の整備、情報提供の充実に努めます。

【2】 社会福祉サービスの強化

① 障がいの発生予防と早期発見・早期治療の推進

- 保健・医療・福祉、教育などの関係機関や団体と連携を図り、障がいの発生予防と早期発見・早期治療の体制の充実に努めます。
- 発達障がいの早期発見・早期対応のため、関係機関との連携強化を図ります。
- 障がい者（児）関連の情報提供を推進します。
- 引き続き、庁舎内、圏域内で連携を強化し、保護者支援に努めます。

【3】 社会参加の促進

① 就労支援の推進

- 企業、ハローワークなどと連携し、障がい者（児）の就業を支援します。
- ネットワーク会議などに参加し、情報共有を図ります。

② スポーツ、文化活動の支援

- ゆとりと生きがいのある生活のため、ボランティア活動の活発化を図り、スポーツ、文化活動の支援、交流機会の充実に努めます。

■ 協働

- 障がいのある人に対する理解を深め、思いやりを持って接しましょう。
- 障がいのある人の社会参加や就労機会の拡大に努めましょう。

4. 地域ぐるみ福祉

現状と課題

我が国では、少子高齢化や核家族化、個人の価値観の多様化などにより、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まってきており、さらには地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズの複雑化・多様化、格差社会の広がりなど、支援を必要とする人々を取り巻く環境は、一層厳しい状況になっています。

このような状況に適切に対応するためには、公的サービスの充実・提供だけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いによる地域福祉の推進がこれまで以上に必要不可欠なものとなっています。

アンケートでは、家族以外の他人とのつながりについて、27.7%が「あまり感じない」と回答しているほか、地域活動への参加について、「高齢者や障害者へのボランティア活動」に参加している人の割合は6.2%、「子育てボランティアの活動」に参加している人の割合は5.1%にとどまっています。

支援が必要な人の孤立、孤独を防ぐためにも、要支援者を把握して見守り体制の強化を図るとともに、意識啓発や福祉教育を進めるなど、地域ぐるみで支え合う福祉の充実を図る必要があります。

今後、健康で安心して暮らせるよう、福祉や介護、医療などについて住民や団体、行政などが一体となって連携し、地域で支え合う総合的な地域福祉を推進する必要があります。

基本方針

すべての住民が健康で安心して暮らせるよう、住民や団体、行政などが一体となって連携し、地域ぐるみで支え合う福祉の充実を図ります。



■ 実施する取り組み

【1】地域ぐるみ福祉の推進

①見守り体制の強化

- 地区ごとの実情に合わせたケアネット活動の推進などにより、地区の要支援者に対する相談や見守りの充実を図ります。

②地域ぐるみ福祉の連携強化

- 定例会などで課題の抽出と支援について検討を行いながら、社会福祉協議会に対する支援を行うとともに、保健や福祉などの生活支援サービスを行い、関係者などとの連携強化を図ります。

【2】地域ぐるみ福祉における住民参加の促進

①人材及び団体の育成

- 福祉ボランティア人材の発掘や育成を図るとともに、NPOやボランティア団体などの育成、支援に努めます。
- ボランティアを行う団体や組織、人材などのネットワーク化を促進し活動しやすい支援体制の構築を図ります。

②意識啓発の推進

- 広報や啓発活動などを通して、住民の福祉に対する理解を深めるとともに、マッチングを行うことで興味を持った活動に参加しやすくなるよう、支え合いによる福祉への意識づくりを進めます。

【3】バリアフリーの推進

①公共施設などのバリアフリー化の推進

- 安全で快適な生活ができるよう、公共施設や住宅などにおけるバリアフリー化を進めるとともに、すべての人が利用しやすい環境整備に努めます。

■ 協働

- 相談や見守りをはじめ、身近な福祉活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 支援が必要な人を地域で支え合い、すべての人が生活しやすい環境づくりに努めましょう。

1. 子育て

現状と課題

少子化の進行や、保護者の就労環境、家族構成の変化など、子育て環境は大きく変化しています。また、子育てに対する価値観の多様化や、地域住民とのつながりの希薄化などにより、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増加しています。

本村は富山市のベッドタウンとして子育て世代が多く住んでおり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要課題となっています。

これまで本村では、妊産婦や乳幼児に対する健診の充実、乳幼児に対する医療費助成、子育てサポーターの養成、延長保育や病児保育、学童保育の実施など、子育てに対する支援の強化・拡充に努めてきました。

さらに、子育て支援センターぶらんこ、園むすびプロジェクト、ICT（子育て支援アプリ）、子育て支援賃貸住宅などを中心とした取り組みにより、「繋がる安心感」と「関わる楽しさ」を醸成し、心地良いコミュニティを魅力としたまちづくりを進めてきました。

アンケートでは、舟橋村の魅力として村内外に発信すべきものとして、36.3%が「子育て支援や子育て環境の充実」と回答しています。

今後も、母子保健の充実や子育て支援のさらなる強化、保育サービスの拡充を図ることにより、子どもたちの笑顔があふれるまちづくりを行っていく必要があります。

基本方針

母子保健の充実や子育て支援体制の整備、保育サービスの充実を図るなど、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

実施する取り組み

【1】母子保健の充実

①乳幼児保健の充実

- 乳幼児に対する健康診査の充実や受診の推進を図るとともに、相談体制の充実に努めます。
- 健診の事後フォローの充実を図り、乳幼児保健に対する支援体制を強化します。
- 乳幼児に対する医療費助成を継続して行います。

②母親に対する保健の充実

- 妊産婦に対する健康診査の充実及び妊娠期における健康教室の充実を図ります。
- 妊娠期から切れ目ない支援が行えるよう、妊娠届出時の面談などで、母の健康状態の把握に努めます。
- 不妊・不育症治療に対する支援を行うなど、少子化対策の充実を図ります。

【2】子育て環境の整備

①子育て支援体制の充実

- 子育て中の親に対する経済的支援などにより、安心して子どもを育てられる環境整備を進めます。
- これまで進めてきた「週イチ園むすび事業」をさらに推進し、「繋がる安心感」と「関わる楽しさ」を醸成することでコミュニティを魅力としたまちづくりに取り組みます。
- 子育てサロンなどにおいて、乳幼児やその親の交流を促進するとともに、子育て相談や情報提供などを行います。
- 子育てサポーターの養成を図るとともに、子育てサークルに対する支援や情報提供を進めるなど、子育て支援ネットワークの強化に努めます。
- 子育てに対する地域住民への意識啓発を図り、子育て家庭のニーズ把握に努め、時代に合った子育て支援を推進するとともに、「子育て共助」の実現に向けて、子育て中の親同士のつながり・頼り合いのできる機運を醸成します。

【3】保育の充実

①保育所の充実

- 保育士の確保・育成を図り、可能な限り村の保育所で受け入れができる体制整備を進めます。
- 今後ますます入所希望者が増加する可能性があるため小規模保育事業所を新設します。また旧保育所と合わせて保育園として民営化することで、0歳児保育や一時保育、延長保育など、より広い保育ニーズへの対応を図ります。

②学童保育の充実

- 安心して子育てができるよう、学童保育の充実を図ります。
- 支援員確保のため、地域の人材の確保・育成に努めます。
- 今後のさらなるサービスの充実のため、適切な事業者による民営化を実現します。

協働

- 子育て中の保護者に情報を提供するなどのサポートを行い、地域ぐるみでの子育て支援に取り組みましょう。
- 子育てボランティアや学童保育の支援員などとして、子育てしやすい環境づくりを進めましょう。
- 防犯や事故防止など、子どもたちの行動に関心を注ぎ、安心して暮らせる地域づくりを進めましょう。

2. 学校教育

現状と課題

平成29年3月に公表された「新学習指導要領」において、情報活用能力が言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられました。そして、令和2年度にはICT教育に係る整備事業（GIGAスクール構想）が創設され、学校での学習に加えて、災害や感染症対策として学校外での学びを保障できる環境整備が急激に進められました。

これまで本村では、平成28年度からの3か年に、文部科学省の委託を受けて「小中一貫教育推進事業」に取り組み、授業スタイルの統一や合同学習の実施など、小中学校の連携を一層深めてきました。また、教育環境の整備や地域の特色を活かした教育、地域との連携による体験学習の展開など、自ら学び考える力、生きる力をはぐくむ教育の推進に努めてきました。

本村は、年少人口割合が依然として高く、住民アンケートでも39.6%が「子育て、教育環境の充実」が本村の将来像としてふさわしいと回答されており、充実した学校教育活動や地域ぐるみの教育活動が期待されています。

今後も、学校においてふるさと教育と時代のニーズに対応した教育を推進し、郷土への愛着を抱きながら、各分野で活躍できるたくましさを持った子どもたちを育成していく必要があります。そのためにも、学校教育の活動を、学校内から学校外へと広げていき、地域や家庭、学校が連携・コミュニケーションを取りながら、地域全体で子どもたちを育てる地域教育力の強化が必要です。

また、今後の児童生徒数の動向を見通しながら、学校施設・設備を充実していくことも必要です。

基本方針

一貫性と独自性のある学校教育を通して、より良い地域社会を創るという理念を学校と地域が共有し、子どもたちが夢と志をもち、可能性に挑戦するために必要となる力をはぐくみます。



実施する取り組み

【1】学校教育の推進

- 進んで学び、ともに学び合う活動を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付ける教育を推進します。
- 教職員の資質向上を図るとともに、小中学校の一貫教育を推進します。
- 子どもの実態に応じた特別支援教育を推進します。
- 道徳教育を基盤に、いじめ防止対策の充実を図り、安心・安全な教育環境を整備します。
- 情報教育や国際教育、環境教育など時代のニーズに対応した実践に取り組みます。

【2】地域学校協働活動の活用

- 地域とのつながりの中で教育が進められるよう、学校外へとコミュニケーションを広げるとともに、地域との連携・協働を効果的、継続的に行います。
- 総合的な学習の時間などで、地域の教育資源を活用したふるさと教育や環境教育を推進します。
- 農業体験学習などを通して、食に関する意識や知識の向上を図ります。
- 地域活動や「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業など、社会体験学習を推進します。
- ホームページや「広報ふなはし」などで学校に関する情報提供をしながら、「地域とともにある学校」を目指します。

【3】学校施設・設備の充実

- ICT環境を整え、質の高いICT教育活動を推進します。
- 教育施設・設備の安全点検・補修を確実に実施し、保健・衛生環境を充実します。

協働

- 知識や経験などを活かし、読み聞かせ、農業体験や社会体験などの教育活動に積極的に参加し、地域ぐるみで心豊かで郷土愛あふれる子どもたちを育てましょう。
- 地域における子どもたちとの関わりの中で、挨拶の習慣化や規範意識の醸成に努めましょう。
- 学校運営に関する意見や要望を伝え、よりよい学校づくりへの支援をしましょう。



1. 住環境

現状と課題

近年、地球温暖化の進行による異常気象の増加や生態系への影響、自然の減少や水質汚濁などの地域における環境問題の発生、東日本大震災に伴う原子力発電所などの事故発生により、地球規模での環境保全やエネルギーのあり方に対する関心がさらに高まっています。

こうした環境問題などに対応したまちづくりが求められる中、自然・歴史・文化などを活かした景観づくりが、個性豊かなまちの発展を生み出していきます。

また、住宅地開発を推進することに伴う環境への悪影響を未然に防止するため、環境変化に対応した施設整備などの対策と既存施設の適切な維持管理が求められています。

本村は富山市のベッドタウンとして住宅開発が活発化し、近年人口が急増してきましたが、日本各地のベッドタウンでは、経年により地域住民の高齢化が進み、急速に活力が失われている地域も多くなっています。

アンケートでは、10年後の舟橋村の人口について、45.6%が「人口は増やすべきだが、増えすぎるのも良くない」と回答しています。

今後、村の活力を維持し、緩やかな人口増加を誘導していくためにも、適切な住宅開発や旧集落の空き家対策など、快適に暮らせる住宅環境の整備を図っていく必要があります。

また、舟橋村の魅力として村内外に発信すべきものとして、24.6%が「自然環境や景観」と回答しており、田園景観をはじめとする自然環境を今後も保っていくことが必要となっています。

開発と保全が調和するためにも、計画的で秩序ある土地利用を図り、自然と共生した快適に暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

基本方針

適正な宅地開発や旧集落の空き家対策を行うなど、誰もが住みやすい住宅環境の整備を進めるとともに、田園景観を守り自然環境との共生を図りながら、秩序ある計画的な土地利用を推進します。

■ 実施する取り組み

【1】 計画的土地利用の推進

① 自然環境と調和した計画的土地利用の推進

- 自然環境の保全と開発が調和した適切な土地利用を進めます。
- 住民のニーズを的確に把握しながら、引き続き地区の特性を活かした土地利用を進めます。

【2】 自然環境、景観の保全

① 自然環境の保全

- 農業委員会での農地パトロールを継続し、優良農地の保全を図るなど、田園景観の保全に努めます。

② 意識啓発の推進

- 生き物調査などの実施により、自然環境及び生物多様性の保全に向け、住民の意識啓発を図ります。

【3】 住宅の整備

① 適正な宅地開発の推進

- 計画的な土地利用を図りながら、令和元年度から実施している宅地開発の抑制を継続し、適正な宅地開発と住宅環境の整備を図ります。

② 空き家対策の推進

- 防犯や防災の面から、空き家情報バンクへの登録のPRを強化し、空き家の実態把握に努めるとともに、適正な管理を図ります。
- 市街化調整区域の除外以降、開発されてきた住宅団地の高齢化が進んでおり、今後新たな空き家の発生源とならないよう対策を講じる必要があります。
- 空き家への定住や古民家利用を推進するなど、空き家の有効な活用方法や、循環型の空き家対策について検討を進めます。

■ 協働

- 自然環境と調和した計画的土地利用を進めましょう。
- 身近な自然環境や景観の保全に努めましょう。
- 住宅及び周辺の清掃や、花・樹木を育てることで、身近な住環境の美化に努めましょう。



2. 道路・交通網

現状と課題

高齢者の交通事故が社会問題化し、運転免許の返納の動きが広まる中で、自らの運転に頼ることができない高齢者の外出率は低く、免許返納したくとも住んでいる地域において利用できる公共交通がないためやむを得ず運転を継続している現状もあります。

日本は、世界においても最速で高齢化が進んでいる国であり、行きたいときに行きたい場所に行けるような移動手段を確保することは、世界がこれまで経験したことのない超高齢社会を迎える上での喫緊の課題となっています。

また、車社会が進展する中で快適で便利な道路の整備が求められている一方で、子どもや高齢者の通行における安全の確保が問題となっており、安全に通行できる歩道の整備や拡張が求められています。

アンケートでは、舟橋村の良い点、魅力だと思うものとして、36.5%が「交通・アクセスが便利である」と回答している一方、高齢化の進行に対して力を入れるべきこととして、44.9%が「高齢者の交通手段の整備」となっています。

道路の維持や補修に当たっては、計画的な維持管理を進めるとともに、道路・河川など一定区画を住民の愛情・責任を持って清掃美化を行っていきます。

富山地方鉄道については、事業者と連携しながら輸送力増強について取り組むなど利便性の向上を図り、その利用を促進する必要があります。

基本方針

便利で安全な道路を目指して、計画的な維持管理を進めるとともに、富山地方鉄道を中心とした公共交通機関のさらなる利用促進を図ります。



■ 実施する取り組み

【1】快適で安全な道路整備

①計画的な道路の整備

- 路線ごとの維持補修箇所を総点検するとともに、住民のニーズに即した維持補修を行うなど、必要に応じた道路網の整備を推進します。

②歩道整備の推進

- 子どもや高齢者の安全な通行を確保するため、引き続き、きめ細やかな現状把握に努め危険箇所の調査を行い、必要に応じた歩道の整備を行います。

③道路美化の推進

- 地域住民と行政が協働し、道路の維持や美化を推進します。

【2】地域公共交通の整備

①公共交通機関の利用促進

- 富山地方鉄道の利便性向上を図るとともに、舟橋駅南駐車場の適正な維持管理を実施し、パークアンドライドのさらなる活用を進めるなど、公共交通機関の利用促進を図ります。

②高齢者の移動サービスの充実

- 外出することは健康にもつながることから、高齢者の外出支援として、引き続き、福祉巡回車での支援サービスや、運転ボランティアによる支援サービスを実施するとともに、デマンド型タクシーその他の利便性の高いサービスについて検討します。

■ 協働

- 道路の美化や維持活動に参加しましょう。



3. 上下水道

現状と課題

水道は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、健康で快適な生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であり、安心・安全な水を安定的に供給する役割を担っています。しかし、近年では、全国的な社会問題として、人口減少に伴う給水人口の低下、老朽化した水道管路に起因する漏水事故、大規模な自然災害による水道施設の被害などが問題となっています。

アンケートでは、村の施策や生活環境に対する満足度・重要度について、「上水道」「下水道」がともに重要度も満足度も高い「重点維持項目」となっています。

上水道においては、安全で安心な水道水を安定的に供給することが求められていますが、災害発生時など、いつでも安定的に給水が確保できるよう、水源の計画的な確保を図る必要があります。

下水道については、中新川広域行政事務組合において公共下水道事業を推進しており、広域連携を図りながら、下水道施設の維持や管理などを進めていく必要があります。

基本方針

水源の確保や水道施設の計画的な管理などにより、安全で安心できる水道水の安定供給に努めるとともに、広域的連携を図りながら、公共下水道の維持、整備を進めます。

実施する取り組み

【1】安全で安定した水供給の推進

①上水道施設の管理

- 給水人口の増加に確実に対応できるよう、水源の確保に努めます。
- 水道施設の適正な維持や管理に努めます。
- 持続可能な水道運営に向けて、必要な手法及び合理化・効率化について技術・経営の両面から検討を進めます。

②災害時給水体制の整備

- 災害などの際にも給水が確保できるよう、緊急連絡管の整備を進めます。

【2】公共下水道事業の推進

①公共下水道事業の推進

- 中新川広域行政事務組合と連携し、円滑な公共下水道事業を推進します。

協働

- 家庭における節水に取り組みましょう。

4. 生活環境

現状と課題

限りある資源・エネルギーを大切に使い、地球環境を守るため、資源循環型社会への移行が求められています。食品ロスの削減や食品リサイクルの推進など、環境と関わりの深い目標の達成を通じて経済、社会の諸問題の同時解決につなげることが重要とされています。

また、地球温暖化防止に向けて、化石エネルギーの利用抑制、太陽光や風力、バイオマスなど再生可能な自然エネルギーの利用拡大などが求められています。

本村では、舟橋小学校にハイブリッド照明や太陽光発電システムを設置するなど、地球温暖化対策に取り組むとともに、分別回収やリサイクルの徹底、資源回収活動に対する支援を行うなど、循環型社会の形成に取り組んでいます。

アンケートの自由意見からも、ごみの分別や村の環境美化についての住民の関心の高さをうかがうことができ、今後これらの取り組みをさらに拡充していく必要があります。

また、村内には除雪車が入りにくい狭い道があり、高齢者世帯の除雪が困難な地域もあることから、地域ぐるみによる除雪体制の強化が必要です。

基本方針

自然環境や地球環境に対する関心を高めるため、環境教育や環境学習を推進するとともに、ごみの減量化やリサイクルを推進するなど、良好な生活環境の保全に努めます。



■ 実施する取り組み

【1】地球温暖化対策の推進

①省エネルギーの推進

- 住民の省エネルギー意識のさらなる向上を図ります。
- 庁舎をはじめ、公共施設における省エネルギーを推進します。

②環境教育の推進

- イベントの開催や広報等による情報提供などを通して、住民の環境保全意識の醸成を図ります。
- 地球温暖化防止活動推進員などを中心として、学校や地域における環境教育を推進します。

【2】循環型社会の構築

①ごみ減量化の推進

- 家庭におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進などに向けた情報提供や支援を行います。
- 資源回収活動などに対する支援を行うとともに、庁舎内におけるリサイクルやグリーン購入を推進します。

【3】除排雪の推進

①消雪設備の整備

- 「社会資本総合整備計画」に基づき、幹線道路を中心とした消雪設備の計画的な敷設を進めます。
- 「社会資本総合整備計画」に基づき、地域の消雪設備の設置に対する支援の検討を行います。

②地域ぐるみ除排雪の推進

- 地域が主体となった地域ぐるみ除排雪体制の充実を図ります。
- 除雪ボランティアの支援を行うなど、高齢者世帯などの除雪を援助します。
- 地域の担い手の高齢化や不足により、今後継続が困難になってくる地域もあるため、新たな実施体制を検討します。

■ 協働

- イベントへの参加などを通じて、環境保全意識を高めましょう。
- 家庭におけるごみの分別収集や省エネルギーに取り組みましょう。
- 資源回収活動に積極的に参加しましょう。
- 除雪ボランティアなどに参加しましょう。

5. 公園・緑地

現状と課題

生活様式の多様化や余暇の増大に伴い、住民の憩いとやすらぎ、スポーツ、レクリエーション活動の場として、公園・緑地などが果たす役割は大きくなっています。また、災害時には避難場所としての役割を持っています。

本村では京坪川河川公園（通称 オレンジパークふなはし）を整備しましたが、住民及び地域が一体となって維持管理を進めるとともに、より良い活用方法を検討しているところです。

アンケートの自由意見では、オレンジパークふなはしをさらに改善・活用すべきであるという意見がありました。

身近な公園や緑地を安全で利用しやすいものとするため、地域住民と一体となった整備を進める必要があります。

基本方針

生活に必要な空間と景観などを考慮した緑を確保していくため、住民と一体となってオレンジパークふなはしを中心とする公園・緑地の整備・充実を進めます。



■ 実施する取り組み

【1】公園・緑地の整備

①公園・緑地の維持・整備

- 身近な公園や緑地を定期的な樹木管理を行い、計画的な維持管理を進めます。
- 安全で安心な公園づくりに向け、公園施設や遊具を定期的に点検し、適切な維持管理を進めます。

②緑化の推進

- 道路や公共施設などにおける緑化を推進します。

【2】オレンジパークふなはしの運用

①住民主体の維持運用

- オレンジパークふなはしについて、イベントの充実により住民と一体となった維持運用を進め、住民に愛される公園づくりに努めます。

②オレンジパークふなはしの活用

- 住民主体によるイベントを開催するなど、交流の場としての活用を進めます。

■ 協働

- 安全安心な公園づくりに向けて、維持・管理に参加しましょう。
- 身近な環境の緑化に取り組みましょう。



6. 情報通信

現状と課題

近年、情報通信技術の進歩は著しく、それに伴い、情報手段が多様化し、情報流通量も飛躍的に増加しています。そうした中で、大容量の情報通信に対応した情報通信基盤の整備やインターネットなどの情報通信技術を利用できる人とできない人の情報格差が課題となっています。

本村では高速情報通信網として、ケーブルテレビなど、村内全域でブロードバンド環境が整備されています。

今後、高度情報化に対応できる情報基盤の整備を進めるとともに、情報技術をさらに活用し、便利で暮らしやすいまちづくりを進めることが必要です。

アンケートでは、村からどのような内容の情報がほしいかについて、54.4%が「各種行政サービスの情報」、36.9%が「村内のイベント情報」と回答しています。

このことから、今後もホームページやケーブルテレビなどを通して、行政による情報提供を推進するとともに、防災や医療・福祉、生涯学習など、行政情報のネットワーク化による住民の利便性向上を図ることが必要です。

基本方針

高度情報化に対応できる情報基盤の整備を進めるとともに、ホームページやケーブルテレビによる情報提供を推進するなど、地域の情報化に努めます。

■ 実施する取り組み

【1】情報環境の整備

①情報基盤の整備

- 光ファイバーなど高度情報化に対応できる情報基盤や情報拠点の整備を図ります。
- Web会議の利用が全国的にも拡大していることに鑑み、ブロードバンド環境の利活用について周知していきます。

②情報教育の推進

- 情報格差を解消するとともに、すべての住民が情報を活用できるよう、学校教育においてはすべての児童生徒に1人1台のタブレット端末を配備します。
- 生涯学習については、公共施設におけるインターネット環境の向上に向けて検討し、情報教育を推進します。

【2】行政情報提供の推進

①情報提供の推進

- ホームページやケーブルテレビのほか、各種アプリを使用して、行政による情報提供を推進します。

②ネットワーク化の推進

- 防災や医療・福祉、生涯学習など、行政情報のネットワーク化を図り、住民の利便性向上を目指します。
- 県や各市町村間の公共施設のネットワーク化により、充実したサービスが提供できるよう整備促進を図ります。また、既存の単独運用システムにおいてはクラウド化について検討していきます。

■ 協働

- パソコンやスマートフォンなどのICT機器の操作や、インターネットの利用ができるようになりましょう。
- インターネットなどを活用して、情報発信を進めましょう。

基本目標
4

やすらぎと安全・安心のまちづくり

1. 防災・消防・救急

■ 現状と課題

近年、大規模な自然災害が全国各地で発生しているように、地震や風水害、土砂災害、火災などによる不測の事態は、いつ起こるかわかりません。こうした中で、全国的な防災意識は以前に増して高まっており、災害に強いまちづくりを行っていくとともに、地域のつながりによる地域防災力の向上が重要となっています。

本村では、各地区で自主防災組織を立ち上げるとともに、「消雪・井戸利用型災害時消火栓・給水システム」を村内4ヶ所に設置するなど、住民が安心して暮らせるまちづくりに努めてきました。

アンケートでは、舟橋村の将来像としてふさわしいと思うものについて、50.4%が「交通事故や犯罪、災害の少ないむら」と回答しています。

今後、防災訓練の実施などにより、住民一人ひとりの危機管理意識を高めるなど、防災体制のさらなる強化を図るとともに、地域と行政が連携して、災害時に対する備えを充実するなど災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

消防については、防火水槽をはじめとする消防施設の整備を進め、消防団員の確保や消防団組織の強化を図るとともに、関係市町との連携による広域消防体制を構築するなど、消防体制のさらなる充実が求められています。

救急については、適切な情報提供に努めるとともに、広域消防体制に合わせ、近隣市町や地域医療機関と連携を図りながら、迅速に対応できる救急体制を確立することが必要です。

■ 基本方針

住民、地域、行政が連携し、防災に対する意識啓発、消防団や自主防災組織のさらなる強化を図るなど、災害に強いまちづくりを進めます。



■ 実施する取り組み

【1】防災体制の強化

①地域防災力の強化

- 村職員が連携して迅速な防災活動ができるよう、マニュアルの作成や職員防災訓練の実施などを通して、総合的防災体制の整備を進めます。
- 災害時に利用できる消火栓や給水システムの適正な維持、整備を進めます。
- 高速情報通信網を活用し、災害などにおける緊急情報の提供を行います。
- 緊急時に対応できるよう、継続した防災訓練の実施や導入したシステムの維持管理に努めます。

②自主防災組織への支援

- 地域防災リーダーの育成や、防災士資格を有する職員の各自治会への派遣など、自主防災組織の体制強化を進めます。
- 自主防災組織が行う防災訓練に対する支援を行います。

③防災意識の啓発

- 各種広報活動、学校における防災教育の実施などにより、住民の防災意識の高揚に努めます。
- 「ハザードマップ」の周知を行い、危険箇所をはじめ、避難場所や避難ルートの見直しと周知徹底を図り、安全に避難できるよう情報提供に努めます。
- 「揺れやすさマップ」の配布を行うとともに、木造住宅の耐震化に対する支援を進めます。

【2】消防力の強化

①消防体制の強化

- 消防団員の確保や育成に努めるなど、消防団の体制強化を図ります。
- 東部消防組合の発足により広域消防体制の維持に努めます。

②消防施設の整備

- 防火水槽や消火栓などの消防水利施設、消防団施設、消防機器などの計画的な更新を進め、継続的な維持管理を実施していきます。

【3】救急体制の強化

①救急体制の強化

- 広域消防体制に合わせ、救急搬送体制の整備や地域医療機関との連携強化を図ります。
- 公共施設に配備したAEDの定期的な更新などを行い、緊急時に問題なく使用できる体制を整えます。

■ 協働

- 消防団に参加し、「いざというときに」貢献できる人になりましょう。
- 自主防災組織に加入するとともに、防災訓練に参加しましょう。
- 災害や火災時における要支援者の安否確認や救助など、お互いに助け合う地域づくりを進めましょう。

2. 防犯・交通安全

現状と課題

近年、これまで住民同士が地域社会で培ってきた連帯感が希薄化するとともに、犯罪の凶悪化や低年齢化など、犯罪の質や形態も変化しています。また、児童虐待や配偶者からの暴力、ストーカーが増加傾向にあるほか、高齢者を対象とした振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害や、高度情報化に伴うインターネットを介したサイバー犯罪も多発しています。

また、我が国では交通事故死者数の減少が続く一方で、交通事故死者数に占める高齢者の割合や自転車乗車中の割合は上昇し、高齢運転者による交通死亡事故も増加しています。子どもの事故の多くは、学校の登下校時に集中して発生している状況となっています。

アンケートでは、今後10年間取り組むべきであると思うものとして、14.6%が「歩道の整備など交通事故対策がとられている」と回答しています。

本村では「e ネットふなはし」により、村内及び村周辺で発生した不審者などの情報や緊急情報を配信するとともに、「舟橋村地域安全マップ」により「こども110番の家」の位置や通学路等における交通危険場所を知らせるなど、犯罪・交通安全などに対する情報提供に努めています。

今後、地域住民や行政、関係機関が連携して、防犯、交通安全に対する見守り体制のさらなる強化を図るなど、犯罪や事故の少ないまちづくりを進めていくことが必要です。

基本方針

住民の防犯意識を高め、パトロールを実施するなど、犯罪を未然に防ぐ環境づくりを進めるとともに、安全な交通環境の整備や意識啓発により交通安全を推進するなど、犯罪や事故の少ない安全に暮らせるまちづくりを進めます。



■ 実施する取り組み

【1】見守り体制の強化

①地域ぐるみによる見守りの強化

- 学校や通学路において、PTAなど関係団体と連携して、危険箇所の点検やパトロール活動を推進します。
- 住民や事業者との連携により「こども110番の家」を設置し、さらに周知及び新規協力店舗や協力世帯の増加を進め、子どもの安全確保に努めます。

【2】防犯対策の推進

①防犯意識の啓発

- 広報やホームページ、各種講座などを通して、さらなる住民の防犯意識の啓発に努めます。
- 村内や周辺自治体で発生した犯罪に関する情報提供を進めるなど、犯罪の未然防止に努めます。

②消費者保護対策の充実

- 悪徳商法や多重債務などに対する情報提供及び相談支援の充実を図ります。また、広報やホームページなどでさらなる住民への意識啓発を行います。

【3】交通安全対策の推進

①安全な交通環境の整備

- 地区の要望に応じ、反射鏡やカーブミラー、標識、防犯灯の設置、交差点の改良や老朽化した交通安全施設の更新などに取り組みます。

②交通安全の意識啓発

- 警察やPTA、交通安全協会など各種団体との連携を図り、様々な機会を通して交通安全に対する指導やマナー向上を図ります。
- 保育所や小学校において交通安全教室を開催し、子どもとその親に対して、参加体験型の交通安全教育を推進します。
- 交通指導員の資質向上を図ります。

③高齢者の交通安全対策の推進

- 高齢者に対する交通安全意識の啓発を図るとともに、夜間における反射材の着用の周知・配布を継続し、高齢者の交通安全対策を推進します。

■ 協働

- 地域でパトロールや声掛けなどを行い、犯罪や交通事故の少ない環境づくりに取り組みましょう。
- 防犯に対する意識を高めるとともに、犯罪や消費者被害の発生時には、被害が拡大しないよう情報提供に努めましょう。
- 交通安全に対する意識を高めるとともに、交通ルールを守り、正しいマナーを実践しましょう。

基本目標
5

みんなでつくる協働・自立のまちづくり

1. 住民参画

■ 現状と課題

少子高齢化の一層の進展とともに、国・地方を問わず厳しい財政状況が継続する中で、社会の成熟化も進み、住民のニーズが一層多様化・高度化することが予測されます。そのような中、国民の社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化などにより、NPO法人の認証数は増加傾向にあり、災害時などのボランティア活動も広がりを見せています。

こうした状況を背景に、従来、行政が担ってきた範囲において、新しい公共としての役割をNPO、ボランティア団体、事業者及び地域住民などの多様な主体が担い、住民参画の拡大及び協働による取り組みが各地域で広がっています。

日本一小さな本村において、安心・安全を守り、活力あるまちづくりを一層推進していくためには、多様な能力・経験を有する住民一人ひとりが、まちづくりに積極的に参加し、自らの暮らしを協働により築いていくことが、これまで以上に求められます。

本村では、村民憲章の策定やまちづくり協議会の設置など、これまで住民と行政が一体となった協働によるまちづくりを進めてきました。

アンケートでは、住民と行政との協働によるまちづくりを進める上で重要なものについて、49.8%が「情報公開を推進し、住民と行政の情報共有を図る」、次いで33.4%が「アンケートなどの実施により、村民の意見を聞く」、28.1%が「住民が行政活動に積極的に参加できるしくみや体制を整備する」と回答しています。

今後、ボランティアやNPOの育成や活動の支援を行うとともに、広報広聴活動や情報公開により情報の共有化を推進するなど、住民参画をこれまで以上に進め、協働体制の強化を図ることが必要です。

■ 基本方針

ボランティア活動やNPO活動の活性化を図るとともに、広報広聴活動の推進によりさらなる住民参画を促進するなど、住民と行政が協働でともにつくる村を目指します。

■ 実施する取り組み

【1】協働によるまちづくりの推進

①住民参画の推進

- 各種審議会や委員会などへの公募による住民の参画を推進します。
- タウンミーティングの開催やパブリックコメントの実施などを通して、各種計画の策定や政策形成の過程への住民のより積極的な参画及び協働を促進します。
- まちづくり協議会への支援を行うとともに、ふなはしまつりをはじめとする各種イベントを住民との協働で実施するなど、協働型まちづくりを推進します。

②広報・広聴の充実

- 行政情報を住民と行政が共有するため、情報公開制度を充実するとともに、村政に関する情報提供に努めます。
- 広報ふなはしの内容拡充に努めるとともに、ホームページやケーブルテレビを通じた情報提供に努めます。
- 行政相談やホームページなどを通して、住民の意見や要望などを伺い、村政に速やかに反映していくよう努めます。また、研修の実施により、職員の資質向上に努めます。

【2】住民活動の活性化

①ボランティア・NPOなどの育成

- 協働型まちづくりの担い手として、ボランティアの発掘やNPO、各種団体などの人材育成、支援に努めます。
- ボランティアやNPOなどのネットワーク化を促進するとともに、積極的な情報提供に努めます。

②活動拠点の整備

- ボランティアやNPOが気軽に活用できる施設や設備の整備、情報提供に努めます。

■ 協働

- タウンミーティングやパブリックコメントを通して、進んで意見や要望を伝えましょう。
- 知識や経験を活かし、まちづくりボランティアやNPO活動に積極的に参加しましょう。



2. 地域コミュニティ

現状と課題

近年、少子高齢社会や核家族化による世帯構成員の減少、地域での人のつながりの希薄化などによって、住民同士が支え合う力は弱くなってきています。こうした中で、多くの住民が村づくりの担い手として参画することや、住民が地域の課題を主体的に解決する取り組みが求められています。

本村では、従来の住民と新たに転入した住民との相互理解を図る取り組みが行われていますが、より一層の交流・対話を促進することにより、地域のつながりをさらに強化し、支え合いによる地域づくりを進めていく必要があります。

アンケートでは、地域活動への参加について「自治会などの地域活動」「伝統芸能や祭りなどの地域行事」に参加していると回答した人はそれぞれ半数を超えていますが、その他の活動については、関心を持つ人は多いものの、実際に参加している人は少ないことがわかります。

地域コミュニティの核となる自治会の組織強化やコミュニティリーダーの育成を図るとともに、コミュニティ施設の整備検討を進めるなど、地域コミュニティの維持・強化を図ることが必要です。

基本方針

コミュニティ施設の整備を検討するとともに、自治会の組織強化やコミュニティリーダーの育成を図るなど、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。



■ 実施する取り組み

【1】 地域コミュニティの体制強化

① 地域コミュニティの組織強化

- 地域コミュニティの核となる自治会や各種団体などの組織強化を図ります。
- 地域コミュニティ活動を積極的に進めるコミュニティリーダーの育成を図ります。
- 転入してきた住民が速やかにコミュニティの醸成を図ることができるよう、コミュニティ振興基金の活用を推進を図ります。

② コミュニティ施設の充実

- 活動や交流の拠点となる地域コミュニティ施設の維持、管理を進めるとともに、地区公民館などの施設の建設や改修に向けた検討を進めます。
- 施設の設備や備品などの整備、拡充を進めます。

【2】 地域コミュニティの活性化

① コミュニティ活動の活性化

- 地域の文化活動やスポーツ活動をはじめ、各種サークルや団体などに対する支援を行い、住民が気軽に参加できる行事の充実を図ります。
- 現在、毎月第一日曜日に開催している月イチ園むすびに加え、新たに「子育て期のママ」、「村の基幹産業である農業を担う人」、「従来から村内で活動している人」たちに活躍の場を提供します。
- 各種地域課題に対する研修会や意見交換会などの実施により、地域における意識啓発と交流を推進します。

■ 協働

- 自治会などコミュニティ活動に積極的に参加しましょう。
- 住民参加によるコミュニティ施設の運営管理に取り組みましょう。



3. 男女共同参画

現状と課題

人口減少が急速に進む我が国では、国際社会との協調を図りながら、社会の持続可能性の確保をはじめとする様々な課題を解決していくため、あらゆる分野での女性活躍をはじめとする男女共同参画社会の実現に向けた積極的な取り組みが推進されています。

本村では、平成22年に「舟橋村男女共同参画プラン」を策定し、すべての住民が互いに協力し合い、支え合う男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

しかし、地域社会や家庭、職場などにおいて、意思決定の場などへの女性の参画はいまだ十分でない面も見受けられるため、住民への啓発や推進体制の充実が求められます。

基本方針

住民の意識啓発を図るとともに、審議会などへの女性の参画を推進するなど、男女が性別に関係なく、その個性と能力を発揮できる、男女共同参画社会の形成を進めます。

実施する取り組み

【1】男女共同参画への体制整備

①舟橋村男女共同参画プランの推進

- 「舟橋村男女共同参画プラン」の円滑な推進を進めます。
- 各種審議会や団体などの委員、役員などへの積極的な女性の登用を図ります。
- 男女がともに家事や育児に参加しやすい環境の整備を進めます。
- ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントなどに対する相談体制の整備を進めます。

【2】意識の啓発

①意識啓発の推進

- 各種講座や広報、ホームページなどを通して、男女共同参画に関する意識啓発を幅広く継続的に進めます。
- 地域や学校、職場など、あらゆる場面における意識づくりに取り組みます。

協働

- 各種情報を通じて、男女共同参画に対する意識を高めましょう。
- 家事や育児などにおいて、男女がともに協力し合える環境づくりに努めましょう。
- 地域や職場の中で、男女の役割を固定していないか見直しましょう。

4. 行財政運営

■ 現状と課題

「地方分権」の改革が進められたことにより、国と地方の関係が対等な立場で対話のできるパートナーシップ型に転換され、住民に身近な行政は、地方公共団体が主体的かつ総合的に担うこととされています。

一方で、地方公共団体が単独ですべての行政サービスを担うことがより難しくなると予想されることから、近隣市町と広域的な連携を進める必要性が高まっています。

国の財政再建と構造改革の取り組みなど、地方公共団体の行財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、事務や事業内容の一層の見直しを行い、合理的、効率的な行政運営に努める必要があります。

本村は財政規模の小さな自治体であり、職員数及び財源も限られています。また、地方分権が進み、社会経済情勢も不安定となっている中で、税収をはじめとする財源の確保が今後困難になる可能性もあります。その中で、住民が望む公共サービスを、高い質で、かつ安いコストで提供することが求められています。

本村では、平成18年に「舟橋村行政改革大綱・集中改革プラン」を策定し、事務事業の見直しや職員の能力開発、財政の健全化を進めるなど、効率的で効果的な行財政運営に努めてきました。

アンケートでは、行政の効率化や財政の健全化、行政サービスの改善に対して重要だと考えるものについて、34.7%が、「国や県などの補助事業を有効に活用する」、32.3%が「効果が低い事業、サービスなどの縮小や廃止など見直しを図る」と回答しています。

今後、さらなる行財政の効率化を図るとともに、地域医療・保健・福祉体制や消防、ごみ処理など広域的課題に対して、近隣市町などとの連携をさらに強化し、住民ニーズに幅広く対応していく必要があります。

■ 基本方針

施策や事業の重点化、民間の経営手法の導入、周辺自治体との連携による広域行政化を推進するなど、健全で効率的な行財政運営に努めます。

■ 実施する取り組み

【1】行財政改革の推進

①行財政改革の推進

- 「舟橋村行政改革大綱・集中改革プラン」に基づき、財政の健全運営に向けた歳出の削減、事業の見直し、検討を進め、行財政改革を確実に推進します。

②効率的・効果的な行政運営の推進

- 事務事業評価システムの確立などにより、事務事業の見直しを図ります。
- 職員の定員管理や給与の適正化を図ります。
- 住民のニーズや行政課題に迅速に対応できる、柔軟で効率的な組織体制づくりに努めます。
- ワンストップサービスの拡充など、窓口サービスの向上に努めるとともに、窓口対応の向上に努めます。
- 指定管理者制度の活用などによる公共施設の管理運営を推進するとともに、事務事業における民間委託を推進するなど、民間活力の活用を進めます。

③健全な財政運営の推進

- 補助金や事業の見直しを進めるとともに、財源の重点的・効率的な配分や経費の節減に努めるなど、財政の健全化を図ります。
- 受益者負担の適正化に努めるとともに徴収率の向上を図るなど、自主財源の確保に努めます。

④職員の資質向上

- 職員の地域ボランティア活動への参加を促進するなど、職員の意識改革や現場対応力の向上に努めます。
- 職員研修を継続的に実施するとともに、住民の意見や要望を積極的に出向いて伺うなど、協働型まちづくりに対応できる職員の意識改革及び資質の向上に努めます。
- 職員の意欲向上を図るため、人事管理システム及び人事評価制度の構築を進めます。

⑤広域行政の推進

- 新たな行政課題や住民ニーズに対応するため、広域的に取り組むべき課題については、富山広域連携中枢都市圏及び他市町との連携強化を図り、広域行政を推進します。

■ 協働

- 納税意識を高めるとともに、村の行財政に対する理解を深めましょう。
- 公共施設の清掃や除草など、維持管理に協力しましょう。

1. 農業

現状と課題

我が国の農業を取り巻く環境は、厳しい市場環境に置かれているとともに、農業者の高齢化や担い手不足などの課題により、農家数、農家人口、経営耕地面積のいずれも減少傾向が続いています。

一方で、農産物の品質に対する評価は高く、新たな海外市場も視野に入れた販路の拡大やブランド化、加工などによる高付加価値化が進んでいることや、農業・農村が有する多面的な機能が見直されるなど、新たな魅力が認識されています。

アンケート結果をみると、村の取り組みに関する分野ごとの満足度・重要度について、「農業」は重要度が低く満足度が高い「維持項目」となっていますが、稲作が中心の本村の農業においては、米価の低迷や生産調整の強化などにより、農業所得が減少するとともに、高齢化や後継者不足により、担い手の確保が難しい状況にあります。

その中で、集落営農などにより効率的な農業経営を推進するとともに、消費者のニーズに対応した、安全で安心な農作物を生産・供給する必要があります。

また、田園が持つ良好な自然環境や景観を維持するためにも、優良農地を保全するとともに、農道や水路など農業基盤の維持、整備を進める必要があります。

さらに、地産地消を進めるとともに、新たな特産品の開発や農商工連携を図るなど、農業所得の拡大に向け、付加価値の高い農業を展開していくことが求められています。

基本方針

優良農地の保全や担い手の確保・育成に努めるとともに、農産物の特産化や地産地消を進めるなど、本村の基幹産業である農業の振興を図ります。



■ 実施する取り組み

【1】 農業基盤の整備

① 優良農地の保全

- 整備された優良農地の保全に努めます。
- 生産効率の向上を図るため、農地の再区画化を行うなど、未整備田の整備を進めるとともに遊休農地の解消に努めます。
- 農道や水路など、農業生産基盤の維持、整備を進めます。要望があれば、土地改良事業にて水路施設の更新作業を進めていく予定です。

【2】 農業経営の安定化

① 担い手の育成

- 既存集落営農の組織の再編や強化を図り、農業経営の効率化を図ります。また、既存の3個法人を中心に面積の拡大を図り、経営の強化と離農者に対して農地の受け皿となるよう進めていきます。
- 未組織地域を中心に、新規集落営農組織の設立に対する支援を行います。
- 農業団体などとの連携により、農業技術や経営面の指導体制の充実、研修機会の拡充に努めます。
- 意欲のある農業者のグループ化を促進し、その活動を支援します。
- 法人の構成員の高齢化が進んでいるため、若手への継承を重点に進めていきます。

【3】 農業の新しい展開

① 特産品の開発・農商工連携の推進

- 関係機関との連携により、村の環境に適した農産物について段階的に栽培の普及を推進します。

② 地産地消の推進

- 生産者や栽培方法を表示するなどして農業者と非農業者との関わり方をつくる取り組みを行い、顔の見える安全で安心な農産物の直売と販路拡大を支援します。
- 消費者ニーズに合った農産物の生産や特色ある野菜類の栽培により、契約栽培を促進します。

③ 農業体験の創出

- 転作田や遊休農地を活用した市民農園を整備し、村内外の交流を促進します。
- 子どもや農家以外の人に対する農業体験を充実するなど、体験型農業機会の創出により農業が身近に感じられる風土づくりを進めます。

■ 協働

- 農道や水路など、農業生産基盤の適正な管理に努めましょう。
- 安全で安心な農産物の生産に努めましょう。
- 地元で採れた農産物の消費に努めましょう。
- 新たな特産品の開発や農商工連携を進めましょう。

2. 商工業

現状と課題

商工業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流や賑わいを創出するものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあります。

しかし、近年、少子高齢化の進行による需要減少やライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化、インターネットを利用した商品販売の急速な浸透や大型商業施設の出店など、商工業を取り巻く環境は著しく変化しており、とりわけ中小企業の経営は大変厳しいものとなっています。

また、多くの業種において、人手不足が深刻化し、人材の確保が困難となっています。

本村の商業は小規模小売店が主体であり、村外の大型店などに大きく依存している状況にありますが、アンケートでは、舟橋村で今後10年間、特に取り組むべきであると思う項目について、29.9%が「食料や日用品の買い物がしやすい」と回答しており、食料品や生活用品などの買い物の利便性向上に対するニーズが非常に高いことがわかります。

土地利用とのバランスを図りながら、商業施設や企業、福祉・医療機関の誘致について検討を進め、住民の利便性や働く場の確保に努めていく必要があります。

また、商工業者に対する支援を行うとともに、新規起業者の育成やコミュニティビジネスの振興を図るなど、商工業の振興を図る必要があります。

基本方針

商工会などと連携し、商工業者に対する支援や新規起業者の育成、コミュニティビジネスに対する支援、雇用の確保を目指した新たな企業の誘致を進めるなど、商工業の振興を図ります。



■ 実施する取り組み

【1】 商工業の振興

① 商工業の活性化

- 魅力あるまちづくりと既存商店の活性化を進め、集客力の向上を支援します。
- 各店舗の経営基盤の強化、消費者本位に立った魅力ある店舗づくりなどを支援します。
- 商工会と協力し、商工業者の支援、後継者の人材育成に努めます。
- 村内の商工業者の連携により、可能な限り村内の仕事は村内の商工業者が行うことができる体制の整備を進めます。

② 商業施設や企業の誘致

- 時代の情勢や住民ニーズを踏まえながら、必要に応じた商業施設や企業の誘致を図ります。

【2】 コミュニティビジネスの創出

① 新規起業の支援

- 若者や高齢者、個性のある創業者などへの支援を行うとともに、魅力ある店舗の誘致について検討します。
- 店舗の現状把握に努め、情報発信及び活用促進を支援します。
- 住民、訪問客それぞれがゆとりと活力を感じ、様々な人で賑わう個性的な商業空間づくりを支援します。
- 地域資源を活用した個性ある商品やサービスの開発、販売などに対する支援を進めます。

【3】 観光交流の推進

① 交流拠点の整備

- 子どもから高齢者までの多世代が、豊かな景観や都市環境を享受しながら交流できる、レクリエーション施設や憩いの広場などの整備を推進します。
- 京坪川河川公園における園むすびプロジェクト（月イチ及び週イチ）を推進します。

② 週末レクリエーションの推進

- 総合型地域スポーツクラブなどを核に、スポーツ・レクリエーション基地として、農業や商業、関係団体などと連携した、幅広い事業の展開を図るほか、拠点開発の運営・管理など自主的な運営組織の育成を進めます。

■ 協働

- 企業の成長に挑戦し、雇用の確保を推進しましょう。
- 新たなコミュニティビジネスの展開について、知恵を出し合いましょう。
- 可能な限り村内の仕事は、村内の商工業者にお願いしましょう。

3. 生涯学習・生涯スポーツ

現状と課題

住民一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生涯にわたって学習できる環境を整えることは、個々の人生を豊かにするとともに、学習した成果を地域社会に還元することで、活力あふれる地域づくりにもつながります。

本村では、これまでに舟橋会館や図書館を生涯学習の拠点として、各種講座や村民大学の開催など、気軽に学べる機会の創出を図るとともに、舟橋村文化スポーツクラブ“バンドリー”（総合型地域スポーツクラブ）を核として、子どもから大人までがスポーツに親しめる環境づくりを進めてきました。

現在、年少人口や生産年齢人口の割合が高い本村とはいえ、いずれ迫ってくる高齢化の進行を見据えると、住民アンケートでは「生涯学習や生涯スポーツの推進」に期待する割合が少ない（11.5%）とはいえ、誰もが笑顔でいきいきと暮らせる社会を実現するために、生涯学習や生涯スポーツに求められる役割は、以前より大きくなると思われます。また、村の問題点として同アンケートでは8.8%の方が「文化・スポーツが盛んでない」と回答され、スポーツ施設や学習スペースの整備を要望する声もありました。

これらのことを踏まえ、今後も引き続き、生涯学習や生涯スポーツを通じて子どもから高齢者まで笑顔で関わり合える環境整備や指導者の育成などを進め、住民が心豊かで活力ある暮らしができるまちづくりを進めていくことが必要です。

基本方針

舟橋会館や村立図書館の機能を充実し、学習機会の拡充・提供に努めるとともに、文化的な活動やスポーツ活動に住民が主体的に取り組むことができる環境整備を図ります。



実施する取り組み

【1】生涯学習の推進

- 舟橋会館や村立図書館を生涯学習の拠点として、住民のニーズを把握し各種講座や村民大学、読み聞かせ会などを開催し、生涯学習機会の創出を図ります。
- 舟橋会館では、設備の充実を図るとともに、自主的な活動などで気軽に活用できるサービスに努めます。
- 村立図書館では、小中学校や他の施設と連携し、読書活動の推進に努めます。また、郷土資料や行政資料など、利用者のニーズに応じた情報提供を推進するなど、誰もが利用しやすい環境整備に努めます。
- 各種団体の育成及び支援に努め、成果の発表などの機会を創出します。

【2】生涯スポーツの推進

- 舟橋村文化スポーツクラブ“バンドリー”を中心に、住民のニーズを反映した各種教室や行事の充実を図ります。
- 企画の推進や広報活動などを通じて、体育協会や住民運動会実行委員会などへの支援を行い、住民が参加しやすい体制づくりを進めます。
- 学校体育施設の活用やテニスコートの管理、民間スポーツ施設との連携など、利用しやすいスポーツ環境の整備に努めます。
- スポーツ推進委員やスポーツ少年団指導員などの指導者の発掘及び育成を進めます。

協働

- 生涯学習活動やスポーツ活動に積極的に参加しましょう。
- 学習した経験や知恵、技術などを活かし、活力あふれる地域づくりにつなげましょう。



4. 芸術・文化・交流活動

現状と課題

平成29年に改正された「文化芸術基本法」では、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野における施策との有機的な連携を図ることを法律の範囲に取り込むとともに、各地方公共団体は、「地方文化芸術推進基本計画」の策定に努めるなど、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めることとされています。

アンケートでは、舟橋村の魅力として村内外に発信すべきもの、今後まちづくりに有効に活用していけば良いと思うものについて、24.1%が「舟橋会館、図書館などの文化施設」と回答しています。

地域の文化は、住民の感性をはぐくむとともに、心豊かで住みがいのあるまちを築いていくために不可欠な要素です。地域社会が変容する中で、先人の残した文化財や伝統行事などを保全・継承するとともに、これら歴史・文化と融合した、新しい地域文化を創造していく必要があります。

また、急速に国際化が進む中で、一人ひとりが国際人としての自覚を持ち、国際感覚を養うとともに、国際交流活動への支援などにより、異文化との交流を推進する必要があります。

さらに、国内の他地域とも文化やスポーツなどを通じた交流を図り、地域間交流を推進していく必要があります。

基本方針

地域の歴史・文化に対する理解を深め、文化財、伝統行事などの保護に取り組むとともに、住民の主体的な芸術文化活動を推進します。また、国際交流をはじめとする各種交流活動の充実を図ります。



■ 実施する取り組み

【1】芸術・文化活動の振興

① 団体などの育成、指導者の発掘

- 芸術・文化活動を行う団体の育成及び支援を行います。
- 芸術・文化活動の発表などの機会の創出を図ります。

【2】文化財の保存と活用

① 文化財の調査・記録・保存

- 村内の開発に対応するため、埋蔵文化財の調査・記録・保存を推進します。
- 文化財の保存環境の改善に努めます。

② 文化財の活用

- 図書館での講演会同様に子ども向け講座の定着化を進め、文化財を活用して村の歴史に触れる機会の創出を図るなど、郷土愛の醸成に努めます。

【3】交流活動の推進

① 国際交流の推進

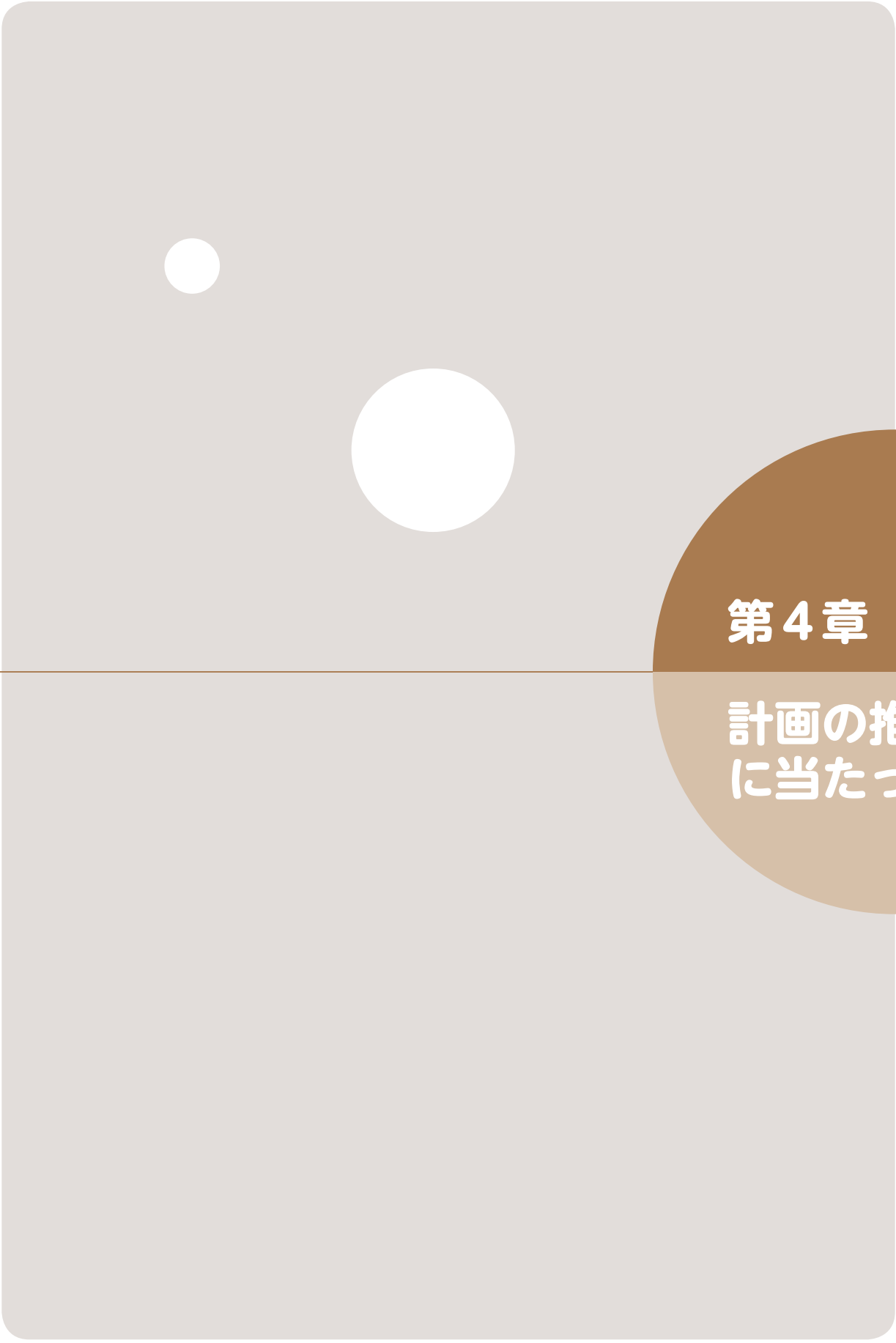
- 外国人との交流会や文化に触れる機会を設け、国際交流の推進を図ります。
- 外国語指導助手などを通して国際化に対応できる人材の育成を図ります。
- 県や近隣の状況を把握しながら対応できるように、整備を進めます。

② 地域間交流の推進

- 文化やスポーツなどを通じた地域間交流の推進を図ります。
- 住民が主体となった多様な地域間交流を支援します。
- 新規参加者の増加を図ります。

■ 協働

- 文化の保全や地域の祭りの保存活動などに積極的に参加しましょう。
- 村の歴史や文化に触れ、郷土愛をはぐくみましょう。
- 文化や芸術、スポーツなどを通じた国際交流や地域間交流を進めましょう。



第4章

計画の推進 に当たって

第1節 計画推進に向けて

舟橋村総合計画審議会において、本計画に掲げる事業の内容について検証、協議を行い、各事業の取り組みについてPDCAサイクルによる改善を図っていくことで、本計画がより効果的なものとなるよう努めます。



※PDCAサイクルとは、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善させるしくみのことで、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。



資料編

舟橋村総合計画審議会条例

昭和56年 12月24日 条例第412号
改正 昭和57年 3月19日 条例第 2 号

(目的及び設置)

第1条 舟橋村勢の総合的な伸長を図り、村民生活の向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、舟橋村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、舟橋村の基本施策について必要な事項を調査審議し、その結果を村長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体代表者

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は、退職したものとみなす。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長は、専門の事項を調査審議させるため、必要と認めるときは、会議にはかつて審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員の数は、必要に応じ会長が審議会にはかつて定める。
- 3 部会の委員の任期は、付記された事項の調査審議の終了までとする。ただし、審議会の委員の任期が終了したときは、退職したものとみなす。

(顧問及び参与)

第8条 審議会及び部会の調査審議にあたって必要な意見を聴くため、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、審議会の意見を聞き村長が委嘱する。

(村長への委任)

第9条 この条例の定めるものを除く外、審議会の運営について必要な事項は、村長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の条例は、廃止する。

舟橋村総合計画審議会条例（昭和49年条例第294号）

附 則（昭和57年3月19日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

舟橋村総合計画審議会運営規則

昭和56年 12月24日 規則第114号
改正 平成19年 3月30日 規則第 3 号

(目的)

第1条 この規則は、舟橋村総合計画審議会条例（昭和56年条例第412号）第9条の規定に基づき、舟橋村総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の通知)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の日時・場所・諮問事項その他必要な事項をあらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知しなければならない。

(出席説明の要求)

第3条 会長及び専門部会の長（以下「部会長」という。）は、諮問事項について調査審議するため必要と認めたときは、村長に対し関係者の出席を求めることができる。

(発言)

第4条 委員は、議題に対し自由に発言することができる。ただし、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(部会長)

第5条 条例第7条の規定に基づく専門部会（以下「部会」という。）に部会長を置く。

2 部会長は、部会の委員のうちから互選する。

3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。

(部会の調査審議期間)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、部会に付記した事項の調査審議につき期限を付することができる。ただし、部会は期限の延期を審議会に求めることができる。

(部会の報告)

第7条 部会長は、付記された事項の調査審議が終了したときは、速やかにその結果を審議会に報告しなければならない。

2 審議会は、部会の調査審議事項について、特に必要と認めるときは、部会に中間報告を求めることができる。

3 部会は、特に必要と認めるときは、調査審議中の事項について、中間報告をすることができる。

(会議録)

第8条 会長又は部会長は、事務局の職員をして会議の概要を記録させなければならない。

(事務局の設置)

第9条 審議会の事務を円滑に推進するため、事務局を置く。

2 事務局は、副村長、各課長及び各係長で組織する。

3 事務局の総括は、総務課長をもって行わせる。

(運営規則の疑義の措置)

第10条 この規則に定めるものを除く外、会議の運営等について疑義が生じたときは、そのつど
会長が会議にはかって定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年 3 月30日規則第 3 号)

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

舟橋村総合計画策定の経過

日 程	内 容
令和2年7月1日～8月7日	「舟橋村総合計画にかかる住民アンケート調査」実施
令和2年11月5日	第1回舟橋村総合計画審議会 基本構想（素案）の審議
令和3年3月12日～22日	パブリックコメントの実施
令和3年3月29日	第2回舟橋村総合計画審議会 基本構想（最終案）の審議
令和3年3月31日	基本構想の答申

舟橋村総合計画審議会委員名簿

氏 名	地 区
よし かわ たか ひろ 吉 川 孝 弘	自治会連合会長
めい わ とし かず 明 和 俊 一	老人クラブ会長
おお の めぐみ 大 野 恵	子育てメイトさくらんぼくらぶ代表
たつ せ たか し 立 瀬 剛 志	学識 富山大学
おか やま ふみ おき 岡 山 史 興	学識 70seeds（株）
みや もと なん きち 宮 本 南 吉	学識 富山新聞社
わた なべ ひかる 渡 辺 光	学識 公益財団法人 富山青年会議所理事長
ふじ い り え 藤 井 梨 恵	住民代表
はや かわ せい いち 早 川 誠 一	教育長

用語解説

用 語	解 説
あ行	
ICT	Information and Communication Technology の略。パソコンやインターネットなどを用いた情報通信技術。IT とほぼ同様の意味だが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communication という言葉を入れた ICT が用いられている。
空き家情報バンク	村内にある空き家の売買・賃貸を希望する所有者の方から申込を受けた情報を、ホームページを通して公開し、定住などで空き家の利用を希望する方に情報提供を行うシステム。
AED	自動体外式除細動器の略で、心停止に陥った心臓に電気ショックを与えて元の状態に戻す救命器具のこと。
NPO法人	非営利法人の略で、特定非営利活動推進法（NPO法）に基づき、福祉や教育、まちづくり、環境、国際協力などの分野で法人格を取得した団体のこと。
オブザーバー	会議などで、発言権はあるが議決権はない人、または発言権・議決権ともにない傍聴者のこと。
か行	
通いの場	地域に住む高齢者が定期的に集まり、レクリエーションなど、様々な活動を通じて仲間と楽しんだりリフレッシュしたりと、日々の生活に活気を取り入れてもらうための取り組み。
GIGAスクール構想	1人1台の端末を確保し、学校における高速通信ネットワークを整備すること。
ケアネット活動	小学校区など小さな地域を単位として住民がチームを組み、要支援者に対して見守りや話し相手となるなど、制度化されていないサービスを提供する活動のこと。
健康寿命	WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命のうち、日常的に介護を必要とせず、心身ともに健康で自立して暮らすことができる期間のこと。
こども110番の家	不審者に声をかけられるなど身の危険を感じた子どもが駆け込むことのできる場所。通学路周辺の民家や商店、コンビニなどが子どもを一時的に保護し、警察などに通報・連絡する。
コミュニティビジネス	地域住民などが主体となって、地域の課題解決や地域資源の有効活用を図るために行う小規模なビジネスのこと。

さ行	
サロン	地域交流の場。親子同士が悩みを共有したり、子育て相談や情報提供などを行う「子育てサロン」や、高齢者の生きがい活動や介護予防活動につながる「高齢者サロン」などがある。
自主防災組織	「自分たちのまちは自分で守る」という考えのもと、地域住民の連携に基づいて結成される防災組織のことで、災害発生時には住民同士が連携を取り、互いの身を守るための防災活動を行う。
指定管理者制度	民間事業者などに公共施設の管理を代行させ、住民サービスの向上、経費の削減を図りながら、多様化する住民ニーズに、より効率的・効果的に対応していくための制度のこと。
集落営農組織	集落など一定の地域内の農家が、農業生産を共同して行う営農組織のこと。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用などを目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、誰もが多様なスポーツを楽しめるよう、住民主体で運営される、地域密着型の総合的なスポーツクラブのこと。
た行	
タウンミーティング	公務員や政治家と住民との間で行われる意見交換の場。
地域コミュニティ	地域の結びつきが強く、地域住民が主体となり、地域づくりを進める地域社会のこと。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関のこと。
地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、住民などによる地球温暖化防止の活動を支援するため、都道府県知事が委嘱する運動員のことで、富山県内では各市町村に最低1名配置されている。
ドメスティックバイオレンス	配偶者やパートナーなど、親密な男女間でふるわれる暴力のこと。
な行	
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下を来した状態のこと。社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。
ノーマライゼーション	障がいの有無に関わらず、すべての人がともに助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方のこと。

は行	
パークアンドライド	自宅から最寄り駅の駅またはバス停までは自家用車で行き、車を駐車させた後、電車やバスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かう移動方式のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
パブリックコメント	行政が政策や計画などを立案する際、住民から意見を求め、その内容を政策などに反映させ決定する制度のこと。
バリアフリー	障がいのある方が社会生活をしていく上での障がい（バリア）を取り除くこと。
ブロードバンド	光ファイバーなどによる、高速で大容量のデータ通信が可能な回線のこと。
ベッドタウン	大都市の近郊に位置し、都心への通勤者の住宅地を中心に発達した都市のこと。
わ行	
ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とされる様々な関連サービスを一つの機関や窓口で提供するサービスのこと。

第5次舟橋村総合計画

発行年月：令和3年3月

発行：舟橋村

編集：舟橋村 総務課

住所：〒930-0295 富山県中新川郡舟橋村仏生寺55

電話：076-464-1121（代表）

FAX：076-464-1066



富山県 舟橋村